

令和5年3月 井手町

3月定例会会議録

井手町議会

令和5年3月井手町議会定例会会議録目次

第 1 号（3月6日）

応招・不応招議員	1
出席・欠席議員	1
出席事務局職員	1
出席説明員	1
議事日程	3
開会	4
会議録署名議員の指名	4
会期の決定	4
諸般の報告	1 6
一般質問	1 6
谷田みさお議員	1 6
1 性的少数者の人権について	
2 加齢性難聴者への支援について	
3 使用済みおむつの処理について	
脇本尚憲議員	2 4
1 新庁舎開庁に伴う記念式典等の開催	
2 飼い犬のための環境整備	
小割直彦議員	2 8
1 LPガス利用者への支援について	
2 「放置竹林」問題について	
岡田久雄議員	3 1
1 帯状疱疹ワクチン接種への公費助成について	
2 送迎用バスへの子ども置き去り防止安全装置の設置について	
田中保美議員	3 5
1 町道19-09号線の安全対策について	
2 ふるさと納税の取組について	
鎌田隆宏議員	3 9
1 災害に対する本町の備蓄状況について	
2 小・中学校や保育園での情報共有アプリの活用について	

木村武壽議員	4 3
1 町全体で取り組む猿対策について	
谷田利一議員	4 5
1 本町における住宅開発事業の早期着手について	
2 「子育て環境日本一」の実現に向けた取組について	
奥田俊夫議員	5 1
1 子ども模擬議会について	
2 災害対策について	
議案第 1 1 号 井手町固定資産評価審査委員選任につき同意を求める 件	5 4
議案第 1 2 号 井手町教育長選任につき同意を求める件	5 5
議案第 1 3 号 指定管理者選任につき同意を求める件	5 6
議案第 1 4 号 指定管理者選任につき同意を求める件	5 7
諮問第 1 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求める件	5 8
報告第 1 号 専決処分の報告について	5 9
議案第 1 号 井手町個人情報保護法施行条例制定の件	6 0
議案第 2 号 井手町個人情報保護審査会条例制定の件	6 0
議案第 3 号 井手町地域振興交流拠点施設の設置及び管理に関する 条例制定の件	6 2
議案第 1 5 号 令和 4 年度井手町一般会計補正予算（第 5 回）	6 4
議案第 1 6 号 令和 4 年度井手町多賀地区簡易水道事業特別会計補正 予算（第 3 回）	7 1
議案第 1 7 号 令和 4 年度井手町介護保険特別会計補正予算（第 2 回）	7 4
議案第 1 8 号 令和 4 年度井手町公共下水道事業特別会計補正予算 （第 4 回）	7 6
散会	7 9
署名議員	8 0
第 2 号（3月8日）	
応招・不応招議員	8 1
出席・欠席議員	8 1

出席事務局職員	8 1
出席説明員	8 1
議事日程	8 3
開会	8 4
会議録署名議員の指名	8 4
議案第 4 号 井手町役場位置条例等の一部を改正する条例制定の件	8 4
議案第 5 号 井手町議会議員及び井手町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例制定の件	8 6
議案第 6 号 職員の定年引上げ等に伴う関係条例の整備に関する条例制定の件	8 8
議案第 7 号 井手町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件	1 0 1
議案第 8 号 井手町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する条例の一部を改正する条例制定の件	1 0 5
議案第 9 号 井手町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定の件	1 0 8
議案第 1 0 号 井手町営住宅等設置及び管理条例の一部を改正する条例制定の件	1 0 9
議案第 1 9 号 令和 5 年度井手町一般会計予算	1 1 2
議案第 2 0 号 令和 5 年度井手町国民健康保険特別会計予算	1 1 2
議案第 2 1 号 令和 5 年度井手町水道事業会計予算	1 1 2
議案第 2 2 号 令和 5 年度井手町多賀地区簡易水道事業特別会計予算	1 1 2
議案第 2 3 号 令和 5 年度井手町後期高齢者医療特別会計予算	1 1 2
議案第 2 4 号 令和 5 年度井手町介護保険特別会計予算	1 1 2
議案第 2 5 号 令和 5 年度井手町公共下水道事業特別会計予算	1 1 2
議案第 2 6 号 令和 5 年度井手町多賀財産区特別会計予算	1 1 2
散会	1 3 3
署名議員	1 3 4

第 3 号 (3月22日)

応招・不応招議員	1 3 5
出席・欠席議員	1 3 5
出席事務局職員	1 3 5
出席説明員	1 3 5
議事日程	1 3 7
開会	1 3 9
会議録署名議員の指名	1 3 9
議案第 1 号 井手町個人情報保護法施行条例制定の件	1 3 9
議案第 2 号 井手町個人情報保護審査会条例制定の件	1 3 9
議案第 3 号 井手町地域振興交流拠点施設の設置及び管理に関する条例制定の件	1 4 2
議案第 19 号 令和 5 年度井手町一般会計予算	1 4 3
議案第 20 号 令和 5 年度井手町国民健康保険特別会計予算	1 4 3
議案第 21 号 令和 5 年度井手町水道事業会計予算	1 4 3
議案第 22 号 令和 5 年度井手町多賀地区簡易水道事業特別会計予算	1 4 3
議案第 23 号 令和 5 年度井手町後期高齢者医療特別会計予算	1 4 3
議案第 24 号 令和 5 年度井手町介護保険特別会計予算	1 4 3
議案第 25 号 令和 5 年度井手町公共下水道事業特別会計予算	1 4 3
議案第 26 号 令和 5 年度井手町多賀財産区特別会計予算	1 4 3
議案第 27 号 井手町多賀地区簡易水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定の件	1 5 0
議案第 28 号 令和 5 年度井手町一般会計補正予算 (第 1 回)	1 5 2
議案第 29 号 工事請負契約変更について同意を求める件	1 5 4
議案第 30 号 工事請負契約変更について同意を求める件	1 5 6
議案第 31 号 財産取得について同意を求める件	1 5 8
議案第 32 号 財産取得について同意を求める件	1 6 0
議案第 33 号 財産取得について同意を求める件	1 6 1
報告第 2 号 専決処分の報告について	1 6 2
報告第 3 号 専決処分の報告について	1 6 3
発委第 1 号 井手町議会の個人情報の保護に関する条例について	1 6 4

発議第 1号	同性婚の法制化に関する議論の促進を求める意見書	167
発議第 2号	時限的な消費税の減税及びインボイス制度の中止を 求める意見書	169
	閉会中の継続調査の申出について	170
	閉会	170
	署名議員	171

第 1 号（令和 5 年 3 月 6 日）

会 議 録

定 例 会

（開会）

令和5年3月井手町議会（定例会）会議録（第1号）

招集年月日

令和5年3月6日

招集の場所

井手町役場議場

開閉会日時及び宣告

開会 令和5年3月6日午前10時00分 議長 西島寛道

閉会 令和5年3月6日午後 3時32分 議長 西島寛道

応招議員

1番	鎌田	隆宏	2番	小割	直彦
3番	田中	保美	4番	奥田	俊夫
5番	脇本	尚憲	6番	谷田	利一
7番	西島	寛道	8番	岡田	久雄
9番	谷田	みさお	10番	木村	武壽

不応招議員

なし

出席議員

1番	鎌田	隆宏	2番	小割	直彦
3番	田中	保美	4番	奥田	俊夫
5番	脇本	尚憲	6番	谷田	利一
7番	西島	寛道	8番	岡田	久雄
9番	谷田	みさお	10番	木村	武壽

欠席議員

なし

会議録署名議員の氏名

2番	小割	直彦	6番	谷田	利一
----	----	----	----	----	----

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 森田 肇 議会書記 梶田 篤志

議会書記 辻井 祐介 議会書記 林田 夕加

地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者の職氏名

町長 汐見 明男 副町長 島田 智雄

参 与 西垣 義郎
理事兼総務課長事務取扱 脇本 和弘
理事兼住民福祉課長事務取扱 花木 秀章
理 事 中島 一也
企 画 財 政 課 長 寺井 佳孝
高 齢 福 祉 課 長 坂井幸一郎
保健センター所長・
地域包括支援センター所長兼務 畑中 博之
上 下 水 道 課 長 仁木 崇
社会教育課長・
山吹ふれあいセンター所長・図書館長兼務 中坊 玲子

教 育 長 中田 邦和
理事兼地域創生推進室長事務取扱 山本 勇人
理事兼建設課長事務取扱 柳原 健二
学 校 教 育 課 長 ・ 高江 裕之
自然休養村管理センター館長兼務
税 務 課 長 乾 浩朗
保 健 医 療 課 長 中谷 誠
産 業 環 境 課 長 菱本 嘉昭
いづみ人権交流センター所長・
いづみ児童館長兼務 平間 克則

議事日程

別紙のとおり

会議に付した事件

別紙のとおり

会議の経過

別紙のとおり

令和5年3月井手町議会定例会

議 事 日 程〔第1号〕

令和5年3月6日（月）午前10時開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 諸般の報告
- 第4 一般質問
- 第5 議案第11号 井手町固定資産評価審査委員選任につき同意を求める件
- 第6 議案第12号 井手町教育長選任につき同意を求める件
- 第7 議案第13号 指定管理者選任につき同意を求める件
- 第8 議案第14号 指定管理者選任につき同意を求める件
- 第9 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求める件
- 第10 報告第1号 専決処分の報告について
- 第11 議案第1号 井手町個人情報保護法施行条例制定の件
- 第12 議案第2号 井手町個人情報保護審査会条例制定の件
- 第13 議案第3号 井手町地域振興交流拠点施設の設置及び管理に関する条例制定の件
- 第14 議案第15号 令和4年度井手町一般会計補正予算（第5回）
- 第15 議案第16号 令和4年度井手町多賀地区簡易水道事業特別会計補正予算（第3回）
- 第16 議案第17号 令和4年度井手町介護保険特別会計補正予算（第2回）
- 第17 議案第18号 令和4年度井手町公共下水道事業特別会計補正予算（第4回）

議事の経過

議長（西島寛道） 皆さん、おはようございます。早朝からのご参集、ご苦
労さまでございます。

ただいまから令和5年3月井手町議会定例会を開会し、直ちに本日の会議
を開きます。

本日、汐見町長より3月定例町議会を招集されました。本定例会では令和
5年度当初予算等が提案され、審議を行う誠に重要な定例会でございます。
各議案につきまして慎重にご審議を頂きますとともに、円滑な議会運営が行
われますようお願い申し上げまして、開会の挨拶といたします。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、2番、小割直彦
議員、6番、谷田利一議員を指名いたします。

次に、日程第2、会期の決定を議題にします。

お諮りします。本定例会の会期は本日から3月24日までの19日間にし
たいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（西島寛道） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から3月
24日までの19日間に決定しました。

今期定例会に提出されております案件は、条例制定の件10件、令和4年
度補正予算4件、令和5年度当初予算8件、同意案件4件、専決処分1件、
諮問案件1件、合計28件であります。

それでは、審議を行います前に、町長より挨拶並びに今期定例会に提出さ
れました案件の提案理由の説明をいたしたい旨、申出がありますので、これ
を許します。

汐見町長。

町長（汐見明男） 皆さん、おはようございます。

本日、3月定例町議会を招集いたしましたところ、議員各位におかれまし
ては、公私何かとご多用の中ご参集いただきまして、誠にありがとうございます。

平素は町政進展のため絶大なるご協力を賜り、住民とともに深く感謝して
いるところでありまして、この機会に厚くお礼を申し上げます。

まず最初に、新型コロナウイルス感染症によってお亡くなりになられた方々のご冥福をお祈りいたしますとともに、現在療養中の皆様方にも心からお見舞い申し上げます。

新型コロナウイルス感染症につきましては、昨年末から年明け後の1月上旬にかけて、感染者の大幅な拡大が見られたところではありますが、1月中旬以降は徐々に感染者数は減少傾向となり、現在に至っているところであります。

この間、本町といたしましては、引き続き京都府から連絡を受けた陽性者の方への相談、療養支援等に努めてきたところであり、現在まで累計で98世帯、183人分の物資をお届けしております。なお、この間、感染者や濃厚接触者の行動制限が緩和されていること等を踏まえ、食料支援につきましては、3月末で終了する予定としております。

また、オミクロン株に対応したワクチン接種につきましても、接種を希望される方への対応を継続しているところであり、3月3日現在で接種された方は約3,500人、接種率は全人口の約49%となっております。

一方、国におきましては、この間の感染者数の動向等を踏まえ、3月13日から、マスクの着用については個人の判断に委ねる方針を示すとともに、5月8日から新型コロナウイルス感染症を感染症法上の5類に位置づけるなど、新型コロナウイルス感染症に係る取扱いは大きな転換期を迎えようとしております。

本町といたしましても、国や京都府が示す新たな感染対策を踏まえ、安心・安全な日常生活やコロナ禍以前の経済活動を取り戻せるように、その取組を進めるとともに、今後も感染が継続していくことが見込まれることや、新たな変異株の出現等による感染拡大の事態も想定し、ワクチン接種等の感染対策にも迅速に対応できるよう、引き続き国や京都府と連携し、緊張感を持って業務を進めてまいりたいと考えております。

現在、予断できない出来事としてウクライナ情勢があります。ロシアがウクライナへの軍事侵攻を始めて1年となる2月24日に合わせて、国連総会では、ロシア軍の即時撤退とウクライナへの永続的な平和などを求める決議案を141か国が賛成して採択されました。この1年間に国連総会でロシアに対する決議が採択されたのは6回目で、賛成した国の数は、これまでで最も多かった143か国とほぼ同じで、ロシアの軍事侵攻に対する各国の批判

を反映したものとなっております。しかし、依然としてウクライナでは激しい戦闘が繰り広げられ、民間人をはじめ、重要インフラや住宅、学校、病院などへの攻撃が続いております。

いずれにいたしましても、今回のロシアの行動は冷戦後の平和原則を踏みにじる行為であり、断じて許容できるものではありません。我が国は、欧米諸国をはじめ、民主主義や法の支配といった普遍的価値を共有する世界の国々が強固な結束を示し、主権を持つ独立国家に対する軍事的侵略の早期終結を求めるとともに、北方領土や竹島という領土問題や、尖閣諸島をめぐる現状を抱える我が国においても、安全保障の観点からも見逃すことのできない大きな問題であり、有事への備えをしっかりとっていく必要があると強く感じているところであります。

次に、令和5年度の国の予算及び財政投融资計画についてであります。国の予算の基本的な規模を示す令和5年度一般会計歳入歳出概算の規模は1兆4千381億2千円、前年度比6兆7,848億円、6.3%増で、基礎的財政収支対象経費は8兆9千519億5千円、前年度比5兆8,029億円、6.9%増となっております。

一方、これらの財源を確保するため、令和5年度の国債発行見込額は約3兆5,600億円、令和5年度末の公債残高は、令和4年度より約4兆2千億円増えて、約1兆6千800億円程度となる見込みであります。

また、財政投融资計画の規模は1兆6千268億7千円、前年度比2兆6,168億円、13.9%減となっております。

なお、国の令和5年度予算案は2月28日の衆議院本会議で可決されました。これで衆議院の優越規定、いわゆる30日ルールによりまして、年度内の成立が確実となっております。

次に、令和5年度の地方財政対策についてであります。

令和5年度においては社会保障関係費の増加が見込まれる中、地方団体が住民のニーズに的確に応えつつ、地域のデジタル化や脱炭素化の推進など、様々な行政課題に対応し、行政サービスを安定的に提供できるよう、地方交付税等の一般財源総額について、水準超経費を除く交付団体ベースで前年度に比べ、1兆5千00億9千621億635円と、令和4年度地方財政計画を上回る額が確保されております。

また、地方交付税総額についても、前年度を0兆3千億円上回る1兆8千4兆

円を確保することができました。厳しい状況の中でそれぞれ前年度を上回る額が確保できたのは、地方6団体の固い結束と国会議員の力強い支援、そして令和3年6月の骨太の方針、令和4年度から令和6年度までの3年間、地方の一般財源総額について令和3年度の地方財政計画の水準を下回らないよう自主的に同水準を確保する、いわゆる同水準ルールを明記されたことが大きな要因であると考えております。

次に、令和5年度の町政運営に当たっての基本姿勢並びに予算編成に当たっての基本方針であります。

私の基本姿勢といたしましては、住民各位のご賛同を得て栄えある町長に就任以来、まちの主人公は住民との認識の下、各種団体をはじめ住民との対話を重ね、住民と一体となって歩んでまいりました。今後も引き続き、この基本姿勢を堅持しつつ町政を推進してまいりたいと考えております。

本町の財政は、町税等の自主財源に乏しく、地方交付税や国・府支出金などの依存財源に頼っていることから、経済動向や国・府の対応によりまして大きな影響を受けるという構造になっております。したがって、財政構造を転換しない限り、今後も厳しい財政状況が続くものと考えております。

しかしながら、いかなる財政状況下におきましても、行政の果たすべき役割はますます重大なものとなってきており、以前から実施してまいりました道路・下排水路などの生活基盤の整備・拡充や地域福祉をはじめとする福祉の充実、住民の健康増進、教育の充実、環境保全や防災対策の強化、商工業の活性化や農業の振興、差別解消に向けた人権啓発など、継続的な取組をさらに積極的に推進していく必要があります。特に財政が厳しくなればなるほど後退が余儀なくされる教育や福祉などについては、今後も後退させることのないよう努めてまいりたいと考えております。

本町の最も大きな課題は、人口の減少を食い止め、いかにしてまちを活性化させるかであります。そのために、利便性の向上のためのJR奈良線の全線複線化、雇用の創出や税収の確保のための企業誘致、そして住宅地をはじめとする開発適地拡大のための国道24号城陽井手木津川バイパスの整備の三つが最も重要であると考えておりまして、令和5年度もこれらが着実に前進できるよう、最大限の努力をしてまいりたいと考えております。

また、防災拠点としての機能の充実と住民サービスのさらなる向上を図るために建設している新庁舎や山吹ふれあいセンターをはじめ、災害時の同報

系防災行政無線を整備する災害時情報伝達手段整備などの事業を進めるとともに、新庁舎に併設する地域振興交流拠点施設や、JR山城多賀駅前商業施設の早期開業についても全面的に支援していく必要があると考えております。

さらに、人口減少対策においては、子育て環境整備が重要であると考えており、令和5年度の予算においては、一人でも多くの方に「井手町で子どもを産み育てたい」と感じていただけるよう、従前からの事業に加え、新たな子育て支援施策の実施や、さらなる事業の拡充を図ったところであります。

子育て支援施策の充実といたしましては、保育料の第3子目無償化を第2子にも拡大、小学校新入学児童へ安全帽に加えて、新たにランリュックの支給拡充、従前から実施している小・中学生の数検受験費用の全額補助に加えて、さらなる上位級への受験にも拡大するほか、新たな事業として、大学卒業後も井手町に定住し、就業する方に対する奨学金返還の一部支援を開始することとしております。

また、不妊治療を受けておられる方の負担軽減を図るため、従前の本人負担額の2分の1で年間上限額6万円の支援を、本人負担額の2分の1を撤廃し、上限額を12万円に倍増するなど、京都府内最大の支援制度に拡充することといたしました。

このように、令和5年度当初予算は、多くの子育て支援施策や少子化対策を実施する費用を計上いたしております。

本町では、従前から子ども1人に対して10万円の出産応援給付金の支給や、保育園から小・中学校までの給食費の無償化、また18歳までの医療費の無償化など、京都府内においてトップクラスの子育て支援対策を実施しているところでありますが、今回の新たな事業や支援の拡大・拡充によって、より一層、妊娠から出産、子育てにおいて、切れ目のない支援が進められるものと考えております。

加えて、人口減少を食い止めるために必要となる住宅確保に向けた取組として、国道24号城陽井手木津川バイパスや、市街地を結ぶアクセス道路の周辺に新たな住宅開発適地の検討を本格化するため、調査業務の委託料も新年度予算に計上いたしております。第5次井手町総合計画でまちの将来像に掲げた「～居心地良く、住んでみたい、住み続けたい～安心・安全で豊かな自然と利便性が共存する新しいまち」の実現に向けて、しっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

今回の予算編成におきましては、こうした点を十分念頭に置くとともに、その他の各分野につきましても行政の継続性を確保しつつ、住民生活に支障が生じないよう所要の経費を計上させていただいております。なお、歳入の柱であります町税では、新型コロナウイルス感染症の影響もあるものの、企業誘致の効果等により、一定の増収を見込んでおります。財源不足につきましては、このような事態に備え、これまで積み立ててきた各種基金を有効に活用しながら、行政水準や住民サービスが前進できるよう編成を行っております。

また、歳出におきましても、例年のとおり既定経費のさらなる合理化と財源の重点的・効率的な配分をはじめ、経常的な一般行政経費につきましては極力その抑制を図り、その節減に努めてきたところであります。その結果、令和5年度一般会計予算の総額は46億6,800万円で、庁舎建設、山吹ふれあいセンターの移転、JR奈良線の高速化・複線化第二期事業などが一定落ち着いたことから、前年度と比較いたしまして33億6,300万円、率にして41.9%減となっております。

また、特別会計予算と合計しますと総額は75億3,511万8,000円で、前年度と比較いたしまして33億8,603万円の減となっております。

現在、本町は、財政の健全化を判断する実質公債費比率はマイナス0.8%、財政構造の弾力性を判断する経常収支比率は73.6%と、昨年度に引き続き、府内26市町村の中で最もよい数値となっており、良好な財政状況にあります。しかしながら、庁舎建設や山吹ふれあいセンターの移転などの大型事業の実施により、地方債の借入れの償還金が大きく増加してまいりますので、今後の財政運営に当たっては、より一層気を引き締めてまいらなければならないと考えております。

それでは、今次定例会に提出いたしました議案第1号、井手町個人情報保護法施行条例制定の件ほか27件の案件につきまして、その概要をご説明申し上げます。

議案第1号から議案第9号までの9件は、いずれも条例の制定並びに一部改正であります。

議案第1号及び議案第2号は、個人情報の保護に関する法律の改正に伴う条例の制定であります。

議案第 3 号は、井手町地域振興交流拠点施設の設置等に伴う条例の制定であります。

議案第 4 号は、新庁舎の住所を定めるための条例の一部改正であります。

議案第 5 号は、公職選挙法施行令の改正に伴う条例の一部改正であります。

議案第 6 号は、地方公務員の定年が引き上げられること等に伴う条例の一部改正であります。

議案第 7 号は、厚生労働省令等の改正に伴う条例の一部改正であります。

議案第 8 号は、第 2 子目の保育料の無償化を行うための条例の一部改正であります。

議案第 9 号は、出産一時金の支給額の引上げに伴う条例の一部改正であります。

議案第 10 号は、多賀地区町営住宅及び駐車場設置に伴う条例の一部改正であります。

議案第 11 号は、任期満了に伴う委員の選任についてでありまして、ご同意願いたく提案するものであります。

議案第 12 号は、教育長の選任についてでありまして、ご同意願いたく提案するものであります。

議案第 13 号及び議案第 14 号は、いずれも指定管理者の選任についてご同意願いたく、提案するものであります。

議案第 15 号は、令和 4 年度一般会計の補正でありまして、補正総額は 4,905 万 9,000 円の増で、補正後の一般会計予算は 87 億 9,255 万 7,000 円であります。

歳出予算につきまして、その主なものをご説明申し上げます。

まず総務関係であります。基金運用益を各基金への積立てに 109 万 4,000 円、ふるさと応援基金に 492 万 9,000 円、それぞれ計上しております。

次に民生関係であります。事業の精算等による返還金等に 1,290 万円計上いたしております。

次に農林関係であります。国の交付決定があったことから、浜・鐘付水利施設の長寿命化を図るための実施計画策定に 1,000 万円計上いたしております。

次に消防関係であります。消防団員の退職報償金に 43 万 8,000 円

計上いたしております。

次に教育関係であります。事業の精算等による返還金に31万1,000円計上いたしますとともに、国の補正予算において交付決定があったことから、井手小学校及び泉ヶ丘中学校の生活環境整備のためのトイレ改修に6,540万円計上いたしております。

以上が一般会計の補正の概要でありまして、その財源といたしましては、国・府支出金3,147万4,000円、財産収入101万9,000円、寄附金492万9,000円、繰入金940万円、繰越金459万9,000円、諸収入43万8,000円、町債280万円の減を計上いたしております。

議案第16号から議案第18号までの3件は、いずれも令和4年度特別会計の補正でありまして、財政見通しや各種事業の確定などにより、それぞれ所要額を計上いたしております。

議案第19号は、令和5年度一般会計予算であります。

歳出予算につきまして、その主なものをご説明申し上げます。

まず議会関係であります。地方議会議員年金制度の廃止に伴う共済会負担金に907万2,000円計上いたしております。

次に総務関係であります。安心・安全のまちづくりを図るため、交通安全灯やカーブミラー等の交通安全施設整備に179万5,000円、公共下水道事業や国民健康保険事業、介護保険事業などの他会計への繰り出しに4億7,885万9,000円、山吹ふれあいセンター移転補償金から解体費用を除いた補償金を活用することにより、将来にわたる町政の健全な運営に役立てるため、減債基金への積立てに1億400万円それぞれ計上いたしております。また、京都産業大学井手応援隊の活動拠点で、交流人口拡大や移住定住の促進につながる取組を実施する井手応援隊活動拠点運営事業に200万円、空き家の利活用をさらに促進するため、空き家再生支援に258万円それぞれ計上いたしますとともに、JR奈良線高速化・複線化第二期事業の補助に8,208万8,000円、南山城水害70周年式典に160万円、新庁舎竣工記念事業に250万円それぞれ計上いたしております。

次に民生関係であります。地域福祉対策や障がい者福祉対策では、社会福祉協議会をはじめ関係団体への助成に2,041万8,000円、障害者自立支援事業に2億4,173万1,000円、地域生活支援事業、身障児

者補装具購入補助、障害者施設通所交通費助成に1,585万3,000円それぞれ計上いたしますとともに、障がい者の生活行動範囲の拡大と社会参加の促進を図るため、外出困難な障がい者に対してタクシー料金を助成する福祉タクシー事業に232万2,000円計上いたしております。

高齢者対策では、デイサービス事業や介護保険以外の事業を委託しております社会福祉法人弥勒会への委託費に1,080万9,000円、社会福祉協議会に管理していただいております玉泉苑、賀泉苑の管理委託に700万円、敬老事業、老人クラブ活動助成に1,036万3,000円、高齢運転者の交通事故を抑止するための自動車急発進防止装置取付費補助に20万円、井手町社会福祉協議会が実施する児童支援事業の経費を補助するための高齢者移動支援実証運行事業に322万円それぞれ計上いたしますとともに、高齢者の特性を踏まえ、効果的にきめ細やかな対応を行うため、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業に179万2,000円計上いたしております。

医療対策では、老人医療に709万円、身障、ひとり親家庭の福祉医療に3,055万円それぞれ計上いたしますとともに、満18歳に達する日以降の最初の3月31日まで完全無料化とする子育て世代等への医療費助成に2,397万円計上いたしております。

児童福祉対策では、児童手当等に7,930万9,000円、子育て支援センター運営費に911万1,000円、一時預かり事業に401万円、保護者が疾病等の理由により児童を養育することが困難になった場合に、児童福祉施設において一時的に養育する子育て短期支援事業に7万8,000円、子どもの健やかな育ちと保護者の子育てを支援するための子育て支援チャイルドシート等購入費補助に37万5,000円それぞれ計上いたしますとともに、病児保育の利用料助成に3万円、井手町の次代を担う子どもの出産を祝い、子育て世帯を応援することを目的に、出生後最初に井手町の住民基本台帳に記録された児童の保護者に対し、児童1人につき10万円を支給する井手町出産応援給付金に400万円、保育園運営費に2億9,490万7,000円それぞれ計上いたしております。なお、本町では、子育て支援の一層の充実を図るため、保育園児の給食費相当分680万円全てを町で負担しております。

次に衛生関係であります。不妊治療に係る費用の負担軽減を図るため、

新たに上限額を拡充した不妊治療給付事業に160万円、65歳以上の方の肺炎球菌ワクチン接種費用の助成を含めた予防接種事業に2,544万6,000円、55歳以上の方を対象にした各種がん検診についても、多くの方に受診していただけるよう、全て無料とする健康増進事業に1,402万2,000円、新型コロナウイルスワクチン接種事業に250万円、乳幼児健診や育児相談などに355万9,000円、妊産婦健康診査に456万2,000円、養育医療費に75万4,000円、安心して出産、子育てができる環境整備を行うための出産子育て相談応援支援金に450万円それぞれ計上いたしております。

また、環境への負荷が少ない再生可能エネルギーの普及促進を図るため、薪ストーブ等の設置補助に45万円、エネルギーの安全確保と自立型エネルギーの普及を図るため、住宅用太陽光発電システム等設置補助に80万円それぞれ計上いたしております。

さらに、ごみの収集運搬委託に5,300万円、生ごみ自家処理容器等購入補助や再生資源集団回収事業補助に132万2,000円それぞれ計上いたしております。

次に農林関係であります。近年増大する鳥獣被害に対応するための有害鳥獣駆除に799万円、農地利用の最適化を図るため、良質米出荷奨励事業に80万円、農業の担い手に対する負担軽減を図るための地域営農継続支援事業に30万円、物価高騰の影響の緩和を図るための肥料高騰対策支援給付に122万5,000円それぞれ計上いたしますとともに、豊かな緑と清流を守る協議会補助に30万円、森林整備事業に165万円それぞれ計上いたしております。

次に商工関係であります。商工業の振興を図るため、商工会への振興事業補助に850万円、融資を受けられた商工業者への保証料補給に250万円、中小企業の負担を軽減し経営の安定を図るため、中小企業融資利子補給に100万円それぞれ計上いたしますとともに、コロナ禍における地域経済の活性化と消費者支援を図るため、商工会が実施されているプレミアム付き商品券の発行補助に2,740万円、町内の商店街の活性化を図るために商工会が実施されている、いでちょう百縁商店街事業の補助に40万円それぞれ計上いたしております。

次に観光関係であります。さくらまつり実行委員会の補助に450万円、

地域資源のブランド化等を図り、地域の稼ぐ力を創出することを目的とする「お茶の京都DMO」等への負担金に149万7,000円、本町のまちづくりの拠点となる地域振興交流拠点施設が円滑な施設運営ができるよう、テオテラスいでスタートアップ事業に800万円それぞれ計上いたしております。

次に土木関係であります。傷んだ道路の舗装を改良し安全通行を確保するための道路舗装に500万円、京都府立特別支援学校への救急車両の進入道となる町道整備に1億3,600万円、国道24号城陽井手木津川バイパスへのアクセス道路となる町道整備に1億1,000万円、JR山城多賀駅前商業施設建設に関連した町道整備に4,000万円それぞれ計上いたしております。

河川事業では、老朽化した下排水路の改修に5,160万円、近年の台風等豪雨による河川氾濫等を踏まえ、適切な河道断面を維持するための町内河川浚渫に350万円それぞれ計上いたしております。

都市計画では、人口減少を食い止めるための住宅地開発検討業務に800万円計上いたしております。

住宅管理では、経年劣化した町営住宅の外壁を改修し、住環境の向上を図る町営住宅外壁改修に1,870万円、多賀地区町営住宅の駐車場整備等に3,210万円それぞれ計上いたしております。

次に消防関係であります。京田辺市に事務委託いたしております常備消防委託に1億6,592万8,000円、災害時の情報伝達手段の強化を図るために、災害時情報伝達手段整備に2億5,700万円、新庁舎移転に伴う防災システム等移転業務に3,100万円それぞれ計上いたしております。

次に教育関係であります。子育て支援の充実を図るため、新入学児童に、安全帽に加えて新たにランリュックを支給するためのランリュック・安全帽支給事業に53万6,000円、小学校5年生と6年生で最大2回受験できるよう制度の拡大を図り、学力向上を図るため、「算数・数学検定」の検定料の全額補助に68万1,000円、中学校生徒のさらなる英語力向上に向けた英検チャレンジ推進事業に62万2,000円、オーストラリアの姉妹校へ生徒を派遣するための費用に558万円、来年度で創立150周年を迎える多賀小学校の創立記念事業に74万円それぞれ計上いたしますとともに、保護者負担を軽減するための学校給食費支援事業に1,110万円それぞれ

計上いたしております。

社会教育では、放課後児童クラブに2,270万4,000円、住民の学習発表や交流の場としての文化祭に396万8,000円、美しいまちづくり推進協議会をはじめ各種団体助成に233万5,000円それぞれ計上いたしますとともに、国道24号城陽井手木津川バイパスの整備に伴い移転する山吹ふれあいセンターの解体に1億600万円計上いたしております。

また、多くの住民にご利用いただいております図書館の運営費に3,851万円計上いたしております。

保健体育では、住民の体位の向上と健康増進のための地域スポーツ活動に81万円、スポーツ協会をはじめ各種団体助成等に476万8,000円それぞれ計上いたしております。

以上が一般会計歳出予算の概要でありまして、その財源といたしましては、国・府支出金や町債等の特定財源14億4,190万1,000円、町税や地方交付税等の一般財源32億2,609万6,000円計上いたしております。

議案第20号から議案第26号までの7件は、いずれも令和5年度の特別会計でありまして、説明は省略させていただきますが、今回の特別会計予算全体の総額は28億6,711万8,000円で、前年度と比較いたしまして2,303万円、率にして0.8%の減となっております。

報告第1号は、地方自治法第108条に基づく専決処分でありまして、地方自治法の規定に基づき報告するものであり、諮問第1号は、人権擁護委員法の規定に基づき、意見を求めようとするものであります。

なお、多賀地区の給水区域の変更に伴う事務手続が整い次第、関係条例の一部改正を今会期中に追加提案したいと考えております。また、新庁舎及び山吹ふれあいセンター建設工事等の工事請負変更契約並びに地域振興交流拠点施設の整備、備品購入に係る財産取得契約につきましても、それぞれ締結するに当たり、地方自治法並びに条例の規定に基づき、議会の同意を得る必要がありますので、事務手続が整い次第、今会期中に追加提案したいと考えておりますので、よろしく願いをいたします。

以上が本日提出いたしました議案等の内容でありまして、詳細につきましては各担当よりそれぞれ補足説明いたさせますので、何とぞ慎重ご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。私の挨拶並びに提案説明とさせ

ていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（西島寛道） 次に、日程第3、諸般の報告を行います。

監査委員から11月、2月分の例月出納検査結果報告が提出され、その写しをお手元に配付しておりますので、ご覧おき願います。

以上で諸般の報告を終わります。

次に、日程第4、一般質問を行います。

一般質問通告書を提出された方は9名であります。質問についての発言時間はそれぞれ20分以内とします。

順次質問を許します。

谷田みさお議員の質問を許します。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 谷田みさお議員。

9番（谷田みさお） 9番、谷田みさおです。

質問通告に従って、3点の質問を行います。

1点目は性的少数者の人権についてです。

LGBTQなど性的少数者や同性婚をめぐり、「見るのも嫌だ。隣に住んでいたらやっぱり嫌」などの差別発言を行った首相秘書官が更迭をされましたが、そもそもが、岸田首相が同性婚の法制化について「家族観や価値観、社会が変わってしまう課題だ」と否定的な考えを示したことから出た発言でありました。このような発言に対して、心から怒りを覚えます。強く抗議するものです。

政権の持つ人権感覚が与える影響は大変大きいと思われまます。町長は、元首相秘書官の発言や同性婚について、どのようなご見識をお持ちでしょうか。町長ご自身の口からお答えをお願いいたします。

パートナーシップ宣誓制度とは、双方またはいずれか一方が性的少数者である2人が、互いを人生のパートナーとして、日常の生活において相互に協力し合うことを自治体の長に宣誓し、受領証等を交付されるという制度です。同性婚の法制化とは違い、法律上の効果、例えば婚姻、親族関係の形成、相続、税金の控除等を生じさせるものではありませんが、公営住宅に家族として入居できるとか、病院での病状説明や手術同意などに家族として対応できる、あるいはパートナーの子どもの保護者として認められるなど、当事者の多様な権利拡大が可能になるものであります。さらに、制度の導入により、

性の多様性や性的少数者の方々に関する理解と共感を住民の中に広げることができ、当事者が生活の中で抱える困り事や生きづらさが解消され、社会参加の促進につながるという効果は大きなものがあります。

京都府内では、京都市、福知山市、亀岡市、長岡京市、向日市の5市で導入をされ、人口のカバー率でいいますと67.3%となり、転居の際に簡易に制度を引き継げるよう、連携協定も相互にこの市の間で結ばれております。日本全体で見ますと、2023年1月現在、255自治体で導入され、人口カバー率は65%を超えております。

国がなかなか同性婚を認める民法改正を行わない中で、まずは自治体によるパートナーシップ宣誓制度が本町でも必要ではありませんか。2021年の6月議会で私がこの問題を一般質問で取り上げたときには、今後も引き続き住民に対する啓発活動や職員への研修も併せて実施するとともに、他の自治体における先進事例等も調査しながら、制度の取扱いについて研究に努めるという答弁がありました。その後、どのような取組を行ってこられたのか伺います。

2点目に、加齢性難聴者への支援についてです。

ヨーロッパの各国や中国、韓国など、世界16か国が進める国際調査の一環として、国内では一般社団法人の「日本補聴器工業会」などが1万4,061人を対象に実施して、最新データを「ジャパントラック2022」と呼ばれる文書に4年ぶりにまとめまして、1月に公表されました。

それによりますと、聞こえにくさを自覚している人の割合は各年代を平均しますと10%程度でしたが、75歳以上では34.4%に上りました。聞こえにくさを自覚している人のうち、補聴器を所有している人の割合は、ヨーロッパの各国で3割から5割であるのに比べて、日本では15.2%と、16か国中の中で15位と最低レベルでありました。

加齢性難聴は認知症になるリスクを高めるという研究が世界でも日本でも発表されており、厚労省の認知症施策推進総合戦略、いわゆる新オレンジプランというものですが、それにも認知症の一因として難聴ということが明記をされております。さらに、難聴の高齢者は補聴器を使う方が認知症になりにくいという、アメリカのジョンスホプキンス大学の研究成果が1月に発表されております。

これらの課題に対応する施策が今求められています。難聴者が町内にどの

くらいおられるのかとお聞きしましても、把握できていないという状況のままでは対策も取れません。特定健診の項目に聴力検査を加えるとか、少なくとも3年ごとに見直ししております高齢者保健福祉計画策定のためのアンケートの中に、聞こえに関する設問や補聴器の所有の有無などを追加するべきではないでしょうか。

高齢化が進み、高齢者が社会の中で重要な位置や役割を果たしていく社会の中で、難聴者に対する支援策は非常に大切です。2020年3月議会で私が聞こえの支援について一般質問した際も、2021年9月議会に他の議員が質問された際にも、身体障害者手帳を交付されている方と18歳未満の軽度・中度の難聴児については補聴器購入の支援があるということでしたが、逆に言いますと、軽度・中度の加齢性難聴者に対しては本町では支援が何も無いというのが現状ではないでしょうか。

補聴器購入補助を行う自治体も増えてきています。町も、加齢性難聴者の補聴器購入補助制度を創設すべきではありませんか。「耳のことなんでも相談」はコロナ禍で実施できていないんじゃないでしょうか。最近の実施状況、今後の実施予定を伺います。

次に、3点目に使用済み紙おむつの処理についてです。

保育所等における使用済みおむつの処分の取扱いについて、これまで国は特段方針を示していませんでしたが、この1月23日に厚生労働大臣が「保護者が家庭へ持ち帰ることとなり、それが保護者、また保育士双方の負担になっている」とか「調査の結果、保育所等において使用済みおむつの処分を行うことを推奨する」、また「使用済みおむつの保管用のごみ箱などを購入する場合に補助事業の対象とする」、さらに「使用済みおむつの処分の方針に関わらず、引き続き便の状態や回数等を保護者へ伝える等、子どもの健康状態の共有に配慮を求める」という事務連絡が出されました。

昨年6月議会で、私が一般質問で「使用済みおむつの持ち帰りは不衛生だ」、「保護者や保育士の負担を減らすためにも、持ち帰りはやめて、公費で廃棄すべきだ」と求めた際に、町は「園児の排便の状況を保護者に伝え、保護者自身にも確認していただくことは非常に重要なこと」という認識でしたが、厚労省が保育所等での処分をこのたびのように推奨しているということが分かって、この考えは変わらずに持ち帰りを続けるのかどうか、お伺いをいたします。

以上でございます。

議長（西島寛道） 答弁願います。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 汐見町長。

町長（汐見明男） 私の方からは、元総理補佐官の発言と同性婚について、お答えをいたします。

まず、元総理補佐官の発言につきましては、報じられている一連の発言内容は、LGBTなど性的少数者の方々が直面している生きづらさへの理解を欠き、人の尊厳を傷つける大変残念な発言であったと受け止めております。

次に、同性婚につきましては、憲法や民法の婚姻制度に直接関わる問題であり、現在、札幌や大阪、東京などで同性婚を認めていない民法などの規定が憲法上に反するにもかかわらず、国が立法措置を講じていないことは違法であるとして国家賠償請求訴訟が提起をされておりますが、それらの規定を合憲とする判決と違憲とする判決に分かれるなど、様々な意見があります。そのため、国においてしっかりと議論していただくことが重要であると考えております。

したがって、この場で私自身が意見を申し上げることは適切でなく、今後の国会の動向を注視してまいりたいと考えております。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 平間いづみ人権交流センター所長。

いづみ人権交流センター所長（平間克則） 1点目の性的少数者の人権についてであります。パートナーシップ宣誓制度につきましては、前回の一般質問以降につきましても、本制度に係る問合せ等は何っておりませんが、本町といたしましては、一人一人の人権が尊重され、性的指向や性自認に関わらず、誰もが受容され共生できる社会を目指すとともに、性の多様性について知識を持つ理解者を増やすことが当事者への支援につながるものと考えております。

その後、どのような取組を行ったかにつきましては、いづみ人権交流センターでは、住民をはじめ町内の各種団体や企業にも参加を呼びかけ、身近に人権について考え、共に学習を深めるための人権講座や講演会、人権啓発ビデオ上映を開催しております。令和3年度につきましては、LGBTQをテーマとした人権啓発ビデオ上映を2回開催してきており、今年度につきまし

では、例年3月に開催される井手町解放文化祭実行委員会主催の解放文化祭の中で、性同一性障がい、いわゆるトランスジェンダー当事者である講師を招いての井手町人権啓発講演会の開催を検討しておりましたが、新型コロナウイルスの影響により、中止と決定されたところであります。

また、京都府内の本制度の導入状況は、京都市をはじめ5市となっておりますが、そのうちの2市においては宣誓希望に至っていないと伺っているところであります。

本町といたしましては、今後も住民に対する啓発活動や、職員への研修も併せて計画・実施するとともに、他の自治体における先進事例等も調査しながら、引き続き制度の取扱いについての研究に努めてまいりたいと考えております。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 坂井高齢福祉課長。

高齢福祉課長(坂井幸一郎) 2点目の加齢性難聴者への支援についてであります。まず、特定健診の項目に聴力検査を加えることや、高齢者保健福祉計画策定のためのアンケートに聞こえに関する設問を追加することにつきましては、特定健康診査は国の実施基準で内臓脂肪型肥満に着目した検査項目で健康診査を行うものとしていることや、高齢者保健福祉計画策定に係るアンケートも、国の示す調査項目を基本に、回答いただく方の負担を考慮し、設問を選別しており、今回のアンケートでは、コロナ禍における影響を把握する設問も増えることから、いずれも現時点では聴力検査の追加や聞こえに関する設問の追加は予定しておりません。

次に、加齢性難聴者の補聴器購入補助制度につきましては、公費助成に関しては国レベルでの支援が必要と考えており、町単独での実施は予定しておりません。

次に、「耳のことなんでも相談会」の実施状況につきましては、専門の言語聴覚士が聴力検査などを行う相談会を、令和3年度は3回実施し、6件の相談があったところであります。令和4年度も同様に3回の相談会を設定し、1件の申込みがありましたが、申込者の方のご都合によりキャンセルをされたため、実績はゼロ件となっております。

また、今後の実施予定につきましては、引き続き相談会の開催を予定しておりますが、従来からの広報だけでなく、高齢者の集まる通いの場での周知

など、よりきめ細やかな対応に努めたいと考えております。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 花木住民福祉課長。

理事(花木秀章) 3点目の使用済みのおむつ処理についてであります。今回、国の通知では、保護者の方や保育士の負担軽減につながることから、保育園でおむつの処分を行うことを推奨しておりますが、併せて、おむつの処分方針に関わらず、便の状態や回数等を伝えるなど、子どもの健康状態等の共有を図るよう示されております。

昨年6月議会の一般質問でもご答弁申し上げたとおり、園児、特に乳幼児の便の色は健康状態のバロメーターとも言われており、保育中における園児の便の状態を保護者の方々にお伝えし、保護者自身にも確認していただくことは非常に重要なことと考えており、その趣旨は保護者の方々にもお伝えし、ご理解いただいているところではあります。今回の国からの通知を踏まえ、園児の健康状態に異常があると思われる排便があった場合にのみ、保護者へ使用済みおむつをお返しすることなどを含め、改めて保護者の意向を確認した上で対応を検討してまいりたいと考えております。

議長(西島寛道) 再質問ございませんか。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 谷田みさお議員。

9番(谷田みさお) 最初の性的マイノリティーの方への町長のお考えや、人権交流センターの方でどういう対応をされるかという件ですけれども、町長のお考えは分かりました。残念だということですから、町長はそういう考えとは反対のお考えだというふうに私は理解をいたしました。

人権交流センターの方にも問合せがないとおっしゃるんですけども、相手が行政機関だといっても、自らカミングアウトして、相談するというのはすごくハードルの高いことなんです。いろいろな調査の結果から見れば、子どもでいえば、1クラスに1人か2人はそういう少数者の子どもがいる。だから、住民の方の中にもおられると考えるのが自然なんです。だから、そういう皆さんに配慮した行政をしていかないといけない。

問合せがないから、本町は特に必要がないということではなく、パートナーシップ宣誓制度で、宣誓書の交付がゼロで、されていない自治体があるというお話ですが、日本全国の255の団体でもあるわけです。やはり町がそ

ういう性的少数者の方を公的に考えていますよと、認めていますよということをごち側が宣言することというのが、当事者の人には物すごく安心感を与えるし、そうでない方にとっても人権を考える、配慮するきっかけになるわけで、希望者がいないから必要ないということではないというのは理解していただきたいというふうに意見を申し上げます。

どういう自治体でやっているか、横浜市とか、京都市とか、そういう大きな自治体だけじゃなくて、例えば神奈川県なんかは広がっているんですけど、人口2,800人の清川村でも宣言がされているんです。宣誓書はまだ1件も発行されていませんけど、まだ始まって間がないということもありますが、今、どんどんどんどん広がっている途中ですので、ぜひ全国の情勢に注視をしていただきたいと、これは要望をしておきます。

2点目、加齢性難聴の問題ですけれども、本町の町内に耳鼻科がないわけです。聴力検査を受けたいと思っても、なかなかその機会がない。そういう方にとっては、「耳のことなんでも相談」で検査を受けられるというのは非常に貴重な機会ですので、さらに拡充をしていただくのと、対象の方が希望されるやり方でできるように、例えば、以前は言語聴覚士の方が自宅へ来てくださるというやり方でやっていて、1回に限り4件ですというようなことがあったんですけど、自宅へ来られたら困るという人もおられて、そういう方については保健センターに来てくださいという形で対応してもらったこともありました。

そういういろんな例があるのと、言語聴覚士は専門性の高い方で、そんなにたくさんいらっしやらないということもありますので、機会は限られるとは思いますが、先ほどおっしゃったみたいに従来のやり方を拡大して、もっと広く案内するということをぜひやっていただきたいと思うんです。

補助についても国レベルで必要だとはおっしゃいますが、今、どんどん自治体レベルで補助を行っているところが増えておりますので、それもぜひ研究はしていただきたいというふうに、これも意見を申し上げておきたいと思えます。

3点目、紙おむつの件ですけれども、昨年6月に私、質問しましたから、まだ1年もたっていないわけです。その間に、その質問のときに取り上げた、保育所からおむつの持ち帰りをなくす会という会が国に要望をされまして、厚生労働大臣がそれを受け止めて、10月には調査を厚生労働省からやって

いるんです。それは、持ち帰りはなくしましたというところを対象に調査されたので、本町には調査が来ていないと思います。そういうところになぜやめたのか、いつ頃やめたのか、保護者の方や保育士の反応はどうかということを調査されて、非常に前向きな結果が出たのと、ごく最近にそれが広がっているということを受けて、厚生労働省はあつという間に、10月に調査して、1月には推奨するという事務連絡を出したということで、物すごく早い動きなんです。

そういう動きが出る前に京都府でも、それまでは京丹後市、長岡京市、向日市、八幡市、精華町、木津川市ぐらいしか、持ち帰りをやめるというのをやっていなかったんですけど、その後、この1年で京都市、京田辺市、南丹市、亀岡市、宇治田原町、南山城村などが、その通達が出る前にやりますということになって、年度途中からでもやっているんです。宇治田原町でも夏ぐらいから、全部集めて一括処理ということをやっています。

だから、いいことを取り入れるのに、そんなたくさん今、理屈を言われて、いろいろあるけれども、こういう場合のみ、非常に回りくどい言い方をされたんですけど、もう1回確認したいんです。特別に体調を確認してもらわないといけないというのは、それはどんな場合でも、保育士はお伝えしておられると思うんですよ。そういう人にはもちろん、おむつも持って帰ってもらって見てもらうと。普通、持って帰っても見ませんから、それはアンケートを一度取ってもらったらいいと思います。おむつを持ち帰ってもらって、開けて見えていますかと。そんなの、せっかくきれいに封をしてくれているのを開けておられる保護者はほとんど僅かだと思いますが、だから、そういう場合に限って、園で処分するんですね。

そしたら、園で処分するに当たって、処理の方法を決めないといけないわけです。南山城村のホームページを見てもらったら、トイレに処理機を置いてあります、中へぽんぽんと無差別に入れて、ぎゅっと圧縮してみたいな、そういう機械があるみたいです。国は補助金を出すと言っているわけです。コロナの関係の補助金を使えると言っているわけです。だから、ごみ処理の関係でやるとしたら、いつからやるのか、どういう形で園で処分するのか、新たに予算は要るんでしょうか。保育園のごみの、おむつ処理の問題はごみ処理の問題でもありますので、どういうふうにされるつもりなのか、3点目については再答弁をお願いします。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 花木住民福祉課長。

理事(花木秀章) 紙おむつの処理の関係でございますが、まずは保護者の意向を確認することが第一と考えております。その確認をした上で、園で処分するとなったとしても、おむつペール、ごみ箱等の調達や、対応する保育士との調整など、一定の準備期間が必要になってくると考えております。ですので、実施するとしても、それらの調整が整って以降と考えております。

また、紙おむつの処分方法につきましては、法令上も燃えるごみとして処分できることから、一般ごみと同様に収集運搬をする予定でございます。

以上でございます。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 谷田みさお議員。最後です。

9番(谷田みさお) 紙おむつの持ち帰りをやめるというのは、夏に向けて非常にまた臭いの発生等もありますので、速やかにやっていただきたいというふうに要望して終わります。

議長(西島寛道) この際、暫時休憩します。20分から。

休憩 午前11時06分

再開 午前11時19分

議長(西島寛道) 休憩前に引き続き、再開します。

次に、脇本尚憲議員の質問を許します。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 脇本尚憲議員。

5番(脇本尚憲) 5番、脇本尚憲です。

通告に基づき、私の方から2点質問させていただきます。

大きく1番、新庁舎開庁に伴う記念式典等の開催。

長期化するロシアによるウクライナ侵攻によって、世界規模で原材料費の高騰や物資の品不足、原油高による輸送コストの上昇、輸入品の遅延などが発生し、建設業界も人材や建材確保など、様々な問題を抱えている中、本町の新庁舎建設工事は着々と進行しています。

昨年受けた報告では、新庁舎の建設工事は6月には終了し、7月から新庁舎で本格的に役場業務が開始されるとのことでしたが、真新しい庁舎の開庁は住民の方の最大の関心事であり、本町にとって令和5年度最大の注目イベ

ントであると考えます。

以前の一般質問でも話をさせていただきましたが、山吹ふれあいセンターの併設や「道の駅」的休憩施設の整備など、新庁舎周辺は将来的に本町の中心地として活用されることが期待されています。

そして政府は、5月のゴールデンウィーク明けには、いよいよ新型コロナウイルス感染症を2類相当から5類へと引き下げる方針を発表しました。そのため、今まで全国規模で制限されていた交流行事や各種イベントがコロナ禍前のような規模で開催されていくことが予想されますが、新庁舎開庁に伴うイベント等の開催は、本町のまちの魅力を町内外に発信できる、よいきっかけになるのではないかと大変期待しています。

そこで質問します。

①新庁舎開庁までの具体的なスケジュールは。

②新庁舎開庁に伴う記念式典や内覧会の開催は。

③今後、庁舎敷地や設備を活用したイベント等を開催することについて本町の考えは。

大きく2番、飼い犬のための環境整備。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、様々な業種の売上げが低迷する中、業績を伸ばしている業種の中にペット業界があります。私たちが緊急事態宣言や行動自粛などを経験し、「おうち時間」が増えたことで、新しくペットを家族として迎え、自宅で癒やしや安らぎを求め、子犬や子猫などを飼育する方が増えています。

現在、飼い犬は昔のような番犬といった位置づけではなく、室内でともに生活を送る「家族の一員＝パートナー」として扱われるようになってきており、例えば、散歩の際にお互いの飼い犬を通じて、コミュニケーションの輪が広がり、犬の話題で盛り上がるなど、引っ越しにより見知らぬ地域での暮らしであっても、新たな交流が生まれる事例も耳にします。本町でも朝夕の時間帯になると、住民の皆さんが愛犬と一緒に散歩されている光景をよく目にします。

また、飼い犬等の写真をインターネットやSNS上で多くの飼い主が多数発信されており、見る側が癒やされたり、ペットが地域おこしに一役買った結果、その自治体のPRにつながったという事例もあるため、飼い犬等の環境整備は、まちづくりを考える上で今後欠かせない問題になるのでは

ないかと考えます。

しかし、飼い犬も生き物であり、適度な運動や予防接種など、健康管理も大切と考えます。

そこで質問します。

①本町では、飼い犬の登録数を把握されていますか。

②飼い犬の健康管理に関する費用について、本町で助成金等を導入する考えは。

③ドックラン施設を併設した公園整備について、本町の考えは。

以上です。

議長（西島寛道） 答弁願います。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 脇本総務課長。

理事（脇本和弘） 脇本議員のご質問にお答えいたします。

1点目の新庁舎開庁に伴う記念式典等の開催についてであります。一つ目の新庁舎開庁までの具体的なスケジュール及び二つ目の記念式典や内覧会の開催につきましては、新庁舎建設については、防災拠点としての機能の充実と住民サービスのさらなる向上を図ることを目的として、平成27年度に新庁舎建設検討会議を設置し、新庁舎建設事業に取り組み、本年6月9日までを工期とする建設工事を進めており、完成のめどが立ったところであります。

建物の引渡し後、支障なく業務ができるよう、直ちに必要な移転作業を実施することとしておりまして、本年7月中旬までに竣工記念式典や内覧会を開催し、7月中下旬までに新庁舎及び新山吹ふれあいセンターを供用開始できればと考えております。

三つ目の今後庁舎敷地や設備を活用したイベント等を開催することにつきましては、ご承知のとおり、屋外には、新庁舎と新山吹ふれあいセンターの間には、防災広場として設ける約1,500平方メートルのドマ、新山吹ふれあいセンターと国で計画していただいている道路休憩施設の間に設ける約450平方メートルの中庭、また約200平方メートルの大屋根をはじめ、新庁舎内には現庁舎の大会議室の約1.5倍の大会議室、さらに新山吹ふれあいセンター内には集会室や会議室、防災広場に面した和室を設けるとともに、基壇を直接見ることができるベンチ、その他駐車場も多くあることなど

から、これまで実施してきたイベントはもとより、新たなイベントも開催していただけるのではないかと考えておりました。今後、各種団体や関係機関のご意見等を聞きながら、様々な活用方法について協議してまいりたいと考えております。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 菱本産業環境課長。

産業環境課長(菱本嘉昭) 2点目の飼い犬のための環境整備についてですが、一つ目の本町の飼い犬の登録数の把握につきましては、飼い犬は狂犬病予防法により、所在地の市町村に登録を申請することとなっており、令和5年2月末現在の登録数は598頭となっております。

二つ目の、飼い犬の健康管理に関する費用についての助成金等の導入の考えにつきましては、法律で必要となる狂犬病予防注射や任意に行われる予防接種等、一定費用はかかることとなりますが、飼い主の責務でもありますので、助成金の導入は困難と考えております。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 柳原建設課長。

理事(柳原健二) 三つ目のドッグラン施設を併設した公園整備につきましては、京都府内の公的なドッグラン施設としては、ドライブ中の犬の休憩などを目的に設置された、道の駅「お茶の京都みなみやましろ村」などの事例はありますが、府内市町村においては、日常生活の中で利用される公的なドッグラン施設は承知しておりません。

なお、本町内には山や川など自然豊かな地域が広がっており、適度な運動のために犬を散歩させる環境は整っていると考えておりますので、ドッグラン施設を併設した公園整備は困難であると考えております。

議長(西島寛道) 再質問ございませんか。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 脇本尚憲議員。

5番(脇本尚憲) まず、新庁舎の式典についてですけれども、新庁舎の開庁につきましては、コロナ禍が明けた新しい生活が始まるというイベントとしては、本当に最適なイベントになると考えます。また、住民の方に、本来の役場業務以外にも交流の拠点となることを、住民の方に伝わるような記念式典になることを要望しておきます。

2点目、これもまた要望になりますが、愛犬を取り巻く環境を様々な事例を交えて質問させていただきましたが、今までの発想にとらわれないまちづくりの1案として、今後も継続して検討してもらえればということを要望して、私の質問を終わります。

議長（西島寛道） 次に、小割直彦議員の質問を許します。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 小割直彦議員。

2番（小割直彦） 2番、小割直彦です。

議長より発言の許可を頂きましたので、通告に基づき、一般質問させていただきます。

質問事項としまして、1、LPガス利用者への支援について、2、「放置竹林」問題についてというところで、1点目のLPガス利用者への支援について、昨今の世界的な物価高騰のあおりを受け、食品等の生活必需品に加え、電気やガスといったエネルギー価格の値上げも著しく、その負担のしわ寄せが私たちの日常生活に大きな影響を与えております。

そのような中で、電気料金や都市ガスに対しては、政府による「電気・ガス価格激変緩和対策事業」の支援について、小売業者等は一般家庭に対し、月々の料金から使用量に応じた値引きを行います。今回の対策ではLPガスはその支援の対象外となっております。

そのため、各家庭においては、ガス料金の節約方法として、お風呂のお湯の入替えを2日に1回にしたり、家族が短時間に集中して入ったり、シャワーだけにしたりと、日々の努力が欠かせないと最近よく耳にします。

一部の自治体では、LPガス料金の価格上昇対策として、児童3人以上を養育する子育て世帯に1世帯当たり10万円を給付したり、住民税均等割世帯に1世帯当たり5万円を給付するなど、独自の支援を行っておられます。そのため、本町でも、私たちが毎日利用するLPガスの料金の価格上昇分に対し、何か直接的な支援が必要ではないかと考えます。

そこで、次のことについてお尋ねします。

①LPガス料金価格上昇の影響を受けている一般家庭向けに、本町で支援を行う予定は。

②他自治体では、町民や事業者を支援するため、商品券や燃料券を配布されているところもあると聞くが、本町での配布の考えは。

③上記支援について、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（コロナ禍における原油価格・物価高騰対応分）の活用はできないのか。

2点目に、「放置竹林」問題についてです。

「放置竹林」とは、もともとタケノコ栽培のためなどに植えられていた竹が管理されず、放置されている状態のことを言います。竹の成長は著しく、この「放置竹林」が広がることが周囲に及ぼす問題の中で最も危険なのが土砂災害を引き起こすことだと言われており、併せて、人の管理がされないことで、野生動物のすみかとなってしまうことも全国的に大きな問題になっています。

古くから竹は箸などの日用品として使われてきましたが、これらの問題の原因としては、高齢化や人口減少によって竹林を管理する人がいなくなったことや、近年、海外からの安価な竹材の輸入やプラスチック製品の増加によって需要が減少したことなどが挙げられます。各地で「放置竹林」を減らす取組が進められていますが、間に合っていないのが現状です。そのため、「放置竹林」を減らすだけでなく、伐採した竹を再利用する方法を考え、資源として有効活用していくことが重要だと考えています。

そこで、次のことについてお尋ねします。

①本町における「放置竹林」の現状は。

②これ以上、「放置竹林」を広げないために、本町の考えは。

③竹の有効活用によって、特産品（民芸品等）やプラスチックの代替品などへの加工はできないのか。

④今後、生産者や竹林の所有者への支援・協力をどのように行っていくのか。

以上、お尋ねします。よろしく申し上げます。

議長（西島寛道） 答弁願います。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 山本地域創生推進室長。

理事（山本勇人） 小割議員のご質問にお答えいたします。

1点目のLPガス利用者への支援についてであります。一つ目のLPガス料金価格上昇の影響を受けている一般家庭向けに本町での支援を行う予定について及び二つ目の町民や事業者を支援するための商品券や燃料券の配布の考えにつきましては、本町において、コロナ禍における物価高騰等による

住民生活や事業者を支援するため、これまで水道基本料金等の半年分の金額免除、子育て世帯への応援給付や中小企業等のエネルギー価格高騰支援給付等、様々な支援を行ってきたところであります。

また、令和2年度からは、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、LPガス料金の支払いも可能なプレミアム付き商品券の発行事業において、プレミアム率を2割から3割に引上げを行うとともに、今年度には、その発行額を6,500万円から1億400万円に1.6倍の拡充を行ってきたところであり、多くの住民の皆様の商品券を活用いただいているところであります。

三つ目の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金のコロナ禍における原油価格・物価高騰対応分の活用につきましては、来年度分については現在のところ、それらに活用可能な交付金の情報はございませんが、本町としましては、令和5年度当初予算において基金を活用し、今年度と同様にプレミアム付き商品券の発行額を1億400万円、プレミアム率についても3割を継続することとし、それに必要な経費を計上しているところであります。物価高騰に伴う住民生活や事業者を引き続き支援してまいりたいと考えております。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 菱本産業環境課長。

産業環境課長(菱本嘉昭) 2点目の「放置竹林」問題についてでございますが、一つ目の本町における「放置竹林」の現状につきましては、京都府が公表している林業統計では、井手町の竹林面積は36.66ヘクタールとなっておりますが、「放置竹林」を対象とした調査はないことから、正確な面積は把握しておりません。しかし近年では、全国的にも高齢化や担い手不足等、様々な理由により管理がされていない竹林が増えており、本町においても同様の課題はあると認識しております。

二つ目のこれ以上「放置竹林」を広げないための町の考えにつきましては、山林や農地につきましては、原則、土地所有者が管理するものと考えておりますが、「放置竹林」の拡大は管理された森林への侵入や周辺土地への様々な影響があることも事実であり、本町ではNPO団体等において、「放置竹林」の再生、活用につながる活動として竹林の間伐作業や、竹林整備後、他の農産物栽培への転換などの取組が実施されております。今後は山城広域振興局

が作成した「放置竹林整備マニュアル」を参考にしながら、関係団体やNPO、ボランティア団体、地域住民等と連携して、「放置竹林」への対策等について検討を進めてまいりたいと考えております。

三つ目の竹の有効利用につきましては、議員ご指摘の特産品や他の材料の代替品など、様々な利活用が研究されておりますが、本町では竹炭の製造や特産品の販売を目指したメンマの製造、「井手！みねーしょん」等における竹灯籠などのイベントにも活用されているところであります。

四つ目の、今後生産者や竹林の所有者への支援・協力をどのように行っていくのかにつきましては、本町の特産物の一つであるタケノコは「山城のタケノコ」として市場等へ出荷されるのと併せ、個人による直売や地方発送も行われ、全国でも評価の高いタケノコであることから、本町のPRにもつながるふるさと納税の返礼品に登録し、生産、販売の促進につなげているところであります。

また、タケノコの生産に必要な肥料につきましても、肥料価格高騰が続いていることから、本年の肥料高騰対策を引き続き継続し、令和5年度の当初予算に5月までに購入した肥料に係る肥料代の一部を助成する予算を計上させていただきます。

議長（西島寛道） 再質問ございませんか。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 小割直彦議員。

2番（小割直彦） 要望でございますけども、まずLPガスの支援ということですけども、この先暑くなって、部活動終わりの子どもたちがシャワーを浴びる機会もあります。暑くなりますと汗をかいてシャワーの機会が増えると思いますので、その辺をしっかりと支援していただくように要望しておきます。

それと「放置竹林」ですけども、京都府は全国でも8番目の竹林面積を持っているという統計もありまして、特に井手町も山林面積が多いこともありますが、今後そういうふうな有効活用的なもの、それから、カーボンニュートラルというふうな考え方を持っていただいて、災害が起きる前に所有者の支援等をしていただいて、整備していただくように要望しておきます。

以上です。

議長（西島寛道） 次に、岡田久雄議員の質問を許します。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 岡田久雄議員。

8番(岡田久雄) 8番、岡田久雄です。

事前に通告しておりました次のことについて、一般質問を行います。

まず初めに、带状疱疹ワクチン接種への公費助成について質問をいたします。

皮膚に激しい痛みなどを伴う带状疱疹は、多くの方が子どもの頃に感染する水ぼうそうと同じ水痘・带状疱疹ウイルスが原因で起こります。そのウイルスは水ぼうそうが治った後も体内に潜伏していて、加齢や疲労、ストレスなどによる免疫力の低下をきっかけに再活性化することで带状疱疹を発症することから、中高年に多いとされる病気です。日本人成人のおよそ90%以上はこのウイルスを体内に保持しており、80歳までに3人に1人が発症すると言われていています。

带状疱疹の大規模疫学調査「宮崎スタディ」によると、带状疱疹は50歳代から発症リスクが上昇し、発症数や発症率は年齢とともに上昇していることが示されています。また、最近では、長く続くコロナ禍によるストレスなどから患者が増加しているとの指摘もあります。

なお、予防には带状疱疹ワクチンの接種が効果的ですが、現在のところ定期接種の対象ではなく、その接種費用は全額自己負担となっていることから、接種をためらう方も多くおられます。

このような状況から、近年では、带状疱疹ワクチン接種費用の負担軽減に向け、独自の助成制度を設ける自治体が増えてきています。

そこで、次のことについて質問いたします。

①带状疱疹の本町での発症の状況は。

②带状疱疹にはどのような後遺症があるのか。

③予防に効果的なワクチンにはどのような種類があり、接種費用はどの程度かかるのか。

④コロナ対策に使える国の地方創生臨時交付金を財源に助成事業を行う自治体も増えてきていると聞いています。中高年の健康な身体づくりや医療支援の拡充策として、本町での助成制度実施の考えについてお聞きします。

次に、送迎用バスへの子ども置き去り防止安全装置の設置について質問いたします。

昨年9月、静岡県認定こども園の送迎用バスに置き去りにされた3歳児が熱中症のため亡くなりました。また、大阪府では、府内の送迎用バスを有する保育・学校施設に対して、バス内への置き去り事案等に関する調査を行った結果、過去5年で19件も発生していたことが分かっています。

こういった事例を受け、政府は本年4月から、全国の保育所などの送迎バスおよそ4万4,000台に対し、置き去り防止安全装置の設置を義務づけることとし、その関連経費として令和4年度第2次補正予算に234億円を計上しています。

そこで、次のことについて質問します。

①本町の保育園バスの送迎はどのような園児が利用し、また、送迎以外にも利用されているのか。

②保護者からの園児の体調報告や休みの連絡等はどのように確認されているのか。

③これまでの事例を受けて、本町における安全対策会議等の開催状況や検討内容についてお聞きします。また、現在どのような体制で送迎をされているのか。

④国土交通省が示す、送迎用バスの置き去り防止を支援する安全装置のガイドラインの主な概要についてお聞きします。

⑤本町の園児送迎バスへの安全装置設置状況とその安全装置に対して、国からの補助はあるのか。

以上、よろしく願いいたします。

議長（西島寛道） 答弁願います。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 畑中保健センター所長。

保健センター所長（畑中博之） 岡田議員のご質問にお答えいたします。

1点目の帯状疱疹ワクチン接種への公費助成についてであります。一つ目の帯状疱疹の本町での発症の状況につきましては、帯状疱疹は、「感染症法」では、医療機関から届出を要する対象疾患と位置づけられていないことから、推計による把握もできない状況であります。

二つ目の帯状疱疹の後遺症につきましては、国立感染症研究所の作成資料である「帯状疱疹ワクチンファクトシート」によりますと、帯状疱疹は痛みを伴う水疱が密集して出現し、通常痛みが収まるのは皮膚症状の改善後4週

間から6週間とされていますが、3か月以上にわたって痛みが続く帯状疱疹後神経痛という後遺症があるとされております。

三つ目の予防に効果的なワクチンの種類や接種費用につきましては、帯状疱疹のワクチンは2種類あります。一つは生ワクチンの水痘ワクチン「ピケン」で、1回接種で接種費用は約7,000円から1万円程度で、もう一つは不活化ワクチンの帯状疱疹ワクチン「シングリックス」で、2回の接種で接種費用は1回当たり約2万円から3万円程度となっております。

四つ目の本町での助成制度実施の考え方につきましては、帯状疱疹ワクチンの接種については、国の厚生科学審議会のワクチン評価に関する小委員会において、定期接種化について検討が進められており、平成30年には期待される効果や導入年齢に関して再度検討することとされ、現在に至っております。

この状況を踏まえ、令和4年度には、都道府県の全国衛生部長会から国に対して、接種の安全性を十分に検討した上で早急に定期接種化を進めるよう要望がなされていると聞いております。

帯状疱疹ワクチンに対する助成については、これらの国の動向や先進自治体の取組について、引き続き情報収集に努めたいと考えております。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 花木住民福祉課長。

理事(花木秀章) 2点目の送迎用バスへの子ども置き去り防止安全装置の設置についてであります。一つ目の保育園バスの送迎につきましては、主に玉川保育園に通園する北・南地区の3歳から5歳児が利用しております。また、送迎以外では町立3保育園での園外保育や交流保育等に利用しております。

二つ目の保護者からの園児の体調報告や休みの連絡等につきましては、電話連絡のほか、日々保護者と保育士が園児の情報を交わす連絡帳が主な連絡方法となっております。

三つ目のこれまでの事例を受けての本町の対応等につきましては、本町では、以前からバス対応マニュアルを作成し、その中で保育園バスにおける安全確認方法等についても定めてきたところでありまして、今回の事例を受けて、園児の乗降車時や下車後の確認方法等について再度点検し、安全確認の徹底を図ってきたところであります。また、送迎時の体制につきましては、

運転手1名、添乗員1名の2名体制で実施しております。

四つ目の国が示す送迎用バスの置き去り防止を支援する安全装置のガイドラインの主な概要につきましては、対象となる装置や機能要件等、また、取付け業者からバスの管理者に対する使用上の説明責任と、その内容等が明記されております。

五つ目の本町の保育園バスへの安全装置の設置や国からの補助等につきましては、令和5年2月8日付で、国から安全装置設置の補助に係る実施要綱が発出されたものの、現時点では補助基準額などの詳細については示されていないことや、安全装置に係る国の認定が順次進められている状況にあることから、本町に適した製品の選定や補助金の動向を注視しながら、安全装置の設置に取り組んでまいりたいと考えております。

議長（西島寛道） 再質問ございませんか。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 岡田久雄議員。

8番（岡田久雄） 要望になるんですけれども、まず最初に带状疱疹ワクチンの接種の件ですけれども、以前に高齢者の肺炎球菌ワクチンの接種を要望させていただいて、本町は京都府内でも先進的に実施をしていただいて、今、それで高齢者の方は大変喜んでいただいております。また、本町やいろんな市町村が取り組んだことによって、国の制度として高齢者の肺炎球菌ワクチンのことも実施されておりますので、带状疱疹のワクチンも、できれば高齢者の健康増進の一環として、快適な生活を送っていただくためにも、利用者は少ないかもわかりませんが、ぜひとも考えていただきたいというふうに要望させていただきます。

次の保育園の安全装置の件ですけれども、全国に4万4,000台というふうに国は言っております。この4月から実施されると、一発集中すると、どうしてもなかなか発注しても入ってこないということが考えられるわけですので、ぜひとも前もってガイドラインなどを研究されながら、しっかりと準備をしていただいて、一刻も早く設置していただきたいというふうに要望をさせていただいて、私の質問を終わります。

議長（西島寛道） 次に、田中保美議員の質問を許します。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 田中保美議員。

3番（田中保美） 3番、田中保美です。

それでは、私の方から通告いたしました2点について質問させていただきます。

まず1点目ではありますが、町道19-09号線の安全対策についてであります。

第5次井手町総合計画の基本計画のうち、「第4章、安心とやすらぎのまちを守ろう」の「第1節、防災・地域安全」で、目標達成のために取り組むことの中の交通安全対策の推進の取組内容として、「交通事故防止のために、交通安全教室の開催など、住民の意識啓発や交通安全施設の設置や側溝整備により、交通安全対策を推進します」との記載があります。

玉水駅に東口ができたことを、地元住民は利便性が向上したと大変喜んでいますが、その反面、通勤や通学、通園のための歩行者や自転車や自動車の往来が多くなり、加えて、玉川保育園から玉水駅東口までの東西の生活道路、町道19-09号線には水路もあることから、日々の利用者の安全面が危惧されているところではあります。

地域住民が利用する生活道路や通学路について、交通環境を整備することで安全性を向上させ、安心・安全なまちづくりをより一層推進するには、道路整備等による安全対策が重要ではないかと考えます。

そこで、次のことについて質問します。

①井手やまぶき支援学校と井手小学校の通学路、玉川保育園の通園路について、それぞれ1日当たり何人程度の子どもが町道19-09号線を利用して通っていますか。また、玉川保育園への自動車による園児の送迎は1日何台程度の往来がありますか。

②町道19-09号線の安全性向上のためには側溝整備等が必要と考えますが、町としての考えをお聞かせください。

そして、2点目ではありますが、ふるさと納税の取組についてであります。

ふるさと納税は総務省が設けた制度で、地方で生まれ育って都会に出てきた方などが、生まれ育ったふるさとに対して税制を通じて貢献する仕組みとして、平成20年5月に創設されました。

当初の目的は、生まれ故郷やお世話になった地域、これから応援したいまちへの力になる一方で、それぞれの自治体が納税者に対し、地場産品や取組をアピールできるきっかけづくりとして始まりました。

しかし、その後、返礼品競争が進んだ結果、ふるさとや地域応援のための納税ではなく、返礼品を目的とした寄附が増え、地域を応援するという本来の趣旨が希薄となってしまっています。

ふるさと納税の取組はニュース等で世間の関心を集めていることから、過去にも度々本議会の一般質問や決算特別委員会等で質問がされていますが、年度末に当たり、改めて本町のふるさと納税の取組についてお伺いしたいと考えます。

そこで、次のことについて質問します。

①本町における令和4年度のふるさと納税額の実績は幾ら程度になる見込みか。また、これまでの年度別の納税額と比較して、増減はどうなっているのか。

②本町での寄附金の有効活用にはどのようなものがあるのか。また、返礼品の充実・魅力向上に対して、どのように取り組んでおられるのか。

以上の質問の回答をよろしくお願いいたします。

議長（西島寛道） 答弁願います。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 高江学校教育課長。

学校教育課長（高江裕之） 田中議員のご質問にお答えいたします。

1点目の町道19-09号線の安全対策についてであります。一つ目の井手やまぶき支援学校と井手小学校、玉川保育園の通学通園時における利用状況につきましては、井手やまぶき支援学校は14名程度、井手小学校は2名程度の児童・生徒が、玉川保育園は保護者とともに徒歩や自転車で3名程度の園児が利用しております。

また、玉川保育園への送迎で同路線を利用する自動車は、1日当たり約40台程度となっております。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 柳原建設課長。

理事（柳原健二） 二つ目の町道19-09号線の側溝整備等につきましては、本路線は毎年実施しております通学路の合同点検や対策会議からは改善等のご要望は伺っておりませんが、両側に人家が連坦し、幅員が約3メートルと狭く、自動車の離合が困難な状況であることは認識しております。

本路線を拡幅するためには、水路に蓋をかける等の方法が考えられますが、

隣接家屋の軒や電柱が支障になること、石垣の上に家屋が建築されており、工事による家屋への影響が懸念されることなどの課題があり、実施するためには、沿線の住民や地元区の皆様のご理解、ご協力が不可欠であると考えております。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 山本地域創生推進室長。

理事(山本勇人) 2点目のふるさと納税の取組についてであります。一つ目の今年度のふるさと納税額の実績見込みにつきましては、1月末の入金集計で、寄附額は726万1,000円、寄附者数は415人となっておりますが、昨年度末で寄附額809万4,000円、寄附者数は404人で、既に寄附者数は昨年度末を上回っており、金額については、昨年度は大口の寄附が数件あったため、現時点では少し下回っておりますが、今年度末には昨年度とおおむね同程度になるのではないかと見込んでおります。

また、年度別の増減につきましては、令和元年度末で151万8,010円、令和2年度末で241万9,000円、令和3年度末は809万4,000円と増加しており、令和元年度から令和3年度の3年間で、寄附金額は5.3倍以上となっているところであります。

二つ目の寄附金の有効活用につきましては、ふるさと納税を活用する事業の趣旨や内容、成果を明確にするため、その活用については、①自然・環境の保全、②歴史・文化の継承、③安全・安心のまちづくり、④ふるさとの活性化の四つのメニューから寄附者に選んでいただくことにしております。その活用方法については、ふるさと納税検討委員会において協議し、これまでに橋諸兄公旧跡の整備、自然休養村管理センターの階段手すりの整備や、左馬ふれあい公園の案内板の改修等に活用させていただいており、今年度につきましては、「玉川堤の桜の保全プロジェクト」として井堤保勝会が行う桜並木の支障木の伐採など、桜の保全事業に補助しているところであります。

また、返礼品の充実・魅力向上の取組につきましては、さらなる発信力の向上を図るため、今年度、ふるさと納税のサイトにJALふるさと納税サイトを追加し、現在5サイトで利用が可能な状況となっております。その結果、単品で100件以上の寄附を集める返礼品や、寄附者のレビューも急増しているところであります。さらに返礼品についても、昨年度から取り組んできた特産品の開発ワークショップ事業にて開発されたグルテンフリー玄米

ジェラートやポンクラッカー、また、日本穀物検定協会の特Aに輝いた山城産米ヒノヒカリが初めて6か月定期便として加わるなど、この2年間で約50品目増え、現在129品目となっております。

本町といたしましては、今後さらなる返礼品の充実、魅力の向上を図ることはもとより、本税をどのようなものに活用し、その成果を本町の魅力と併せてどのように発信していくのが重要であると考えておりまして、ふるさと納税の趣旨を踏まえた、さらなる拡大、拡充に向け、井手町ふるさと納税検討委員会のご意見を頂きながら取り組んでまいりたいと考えております。

議長（西島寛道） 再質問ございませんか。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 田中保美議員。

3番（田中保美） 今、質問に対する回答をお聞きして、一つ目の町道19-09号線の安全対策については、町として安心・安全なまちづくりのために、早期に道路整備等を進めていただくよう、改めて要望いたします。

二つ目のふるさと納税の取組については、これからも住民のために寄附金の有効活用と魅力ある返礼品の新たな開発等をお願いして、私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

議長（西島寛道） この際、暫時休憩します。1時30分までです。

休憩 午後 0時07分

再開 午後 1時27分

議長（西島寛道） 休憩前に引き続き、再開します。

鎌田隆宏議員の質問を許します。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 鎌田隆宏議員。

1番（鎌田隆宏） 1番、鎌田隆宏です。私の方から大きく2点質問させていただきます。

1番、災害に対する本町の備蓄状況について。

2月6日にトルコ南部のシリア国境近くを震源とするマグニチュード7.8の大地震が発生したことで、多くの方が被災され、地震による両国の死者は4万人以上に上っています。自然災害による死者数としては東日本大震災を上回り、今世紀6番目の規模となり、地震のエネルギーについては阪神大震災の20倍以上と言われるなど、世界で類を見ない規模の自然災害となっ

ています。

大規模災害発生直後は道路の寸断等によって物流・流通機能が停止し、必要な調達物資等の確保ができない可能性もあり、現在のようなコロナ禍であれば、職員は避難所での感染対策などの対応に追われたり、また、被害状況によっては被災した自治体の備蓄物資が使用できないおそれがあるなど、有事に備えて様々な事態を想定しておかなければならないと考えます。

そこで、次のことについてお聞きします。

①大地震等の災害に対して、本町が食料や飲料水など備蓄している物資は現在どれだけあり、その量はこういった災害に対し、どの程度の被害規模、また期間を想定しているのか。

②ここ数年はコロナ禍によって防災訓練が実施できていないと思いますが、食料など備蓄物資の入替えはどうなっているのか。

③また、町で備蓄している物資のほかに、協定を締結している業者などから物資の提供は受けられるのか。

大きく2点目です。小・中学校や保育園での情報共有アプリの活用について。

先日インターネットを見ていると、京都市では、公立学校と保護者間の連絡手段をデジタル化し、教職員と保護者の双方の利便性向上と負担軽減を図るため、今年4月からスマートフォンで利用できるアプリを導入するとの記事が掲載されていました。このアプリは既に昨年から市内五つのモデル校で試験導入されており、今年4月からは1年間、京都市立の小・中学校、小中一貫校、総合支援学校の約230校を対象に利用されるとのことで、既に利用した教職員からは、保護者との電話対応が減ったり、生徒が紙のお便りを出し忘れて家庭へ連絡が遅れたり、漏れたりすることを防げたという声や、保護者からは、子どもの欠席連絡や健康連絡が簡単に済ませられて便利だという意見が寄せられたということです。

そのほかにも、情報共有アプリの活用事例を調べますと、教育委員会やPTAなどの単位で配信グループを分けてメッセージを配信することも可能で、その利用方法は緊急連絡や登下校管理、保護者向けアンケートが簡単に回答、集計できるなど、多岐にわたる利用方法が考えられるようです。

また、紙のお便りに比べると、短い文章に画像やPDFを添付するだけで情報が送れるため、行事予定や授業での取組をタイムリーに発信できたり、

画像もカラーになって鮮明に見えるので、保護者にとっても内容が分かりやすくなったとの意見もあるようです。

そこで、次のことについてお聞きします。

①現在、本町の小・中学校では、利用しているタブレットに情報共有アプリが導入されていると聞くが、保護者との情報共有等にも活用されているのか。

②本町の保育園における保護者の欠席連絡や、子どもの健康連絡などの方法は。

③京都府では、「子育て環境日本一・京都」の実現に向け、市町村の特色ある取組などを支援するため、府独自の交付金を創設されたと聞くが、そういった制度を利用するなどして、保護者への迅速かつ確実な情報伝達と、保育士や教職員の負担軽減のために、町全体で情報共有アプリを活用してはどうかと考えるが、本町の考えをお伺いします。

以上です。

議長（西島寛道） 答弁願います。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 脇本総務課長。

理事（脇本和弘） 鎌田議員のご質問にお答えいたします。

1点目の災害に対する本町の備蓄状況についてであります。一つ目の本町の備蓄物資がどれだけあり、その量はこういった災害に対し、どの程度の被害規模を想定しているのかにつきましては、まず、現在備蓄している物資については、食料2,700食、飲料水1,284リットル、毛布1,300枚、簡易トイレ14基、大人用おむつ432枚、子ども用おむつ1,252枚、女性用衛生用品を860枚保管しております。

次に、備蓄している量については、京都府の公的備蓄の考え方にに基づき、本町において最も被害が大きいとされる奈良盆地東縁断層帯の地震が発生した際の被害想定避難者数を基に、他地域からの支援や流通等が困難な災害発生後24時間、いわゆる1日分を公的支援として、京都府と本町で折半して備蓄しております。

二つ目の食料等備蓄物資の入替えにつきましては、ここ数年、コロナ禍で防災訓練を中止しておりましたが、現在、最も保存の期限が短いものでも令和6年4月までとなっております。今後も、期限が切れるものにつきましては、

順次買い換えることとしております。

三つ目の、町で備蓄している物資のほかに、協定を締結している業者等からの物資の提供は受けられるのかにつきましては、本町では、これまでに乙訓、宇城久、綴喜の6市4町で京都南部都市災害時相互応援協定を、また、近畿2府4県の町村会においても、近畿府県町村会災害時相互支援に関する協定も締結されておきまして、災害が発生した際、独自で十分な応急対策及び復旧対策が実施できない場合に、物資等の提供やあっせん、人員の派遣をはじめ、被災者の一時収容のための施設の提供やあっせんなど、自治体相互の応援を円滑に実施できるようになっております。

そのほかにも、必要な支援が受けられるよう、建設業や小売業、運送業、通信業、医師会など、16の企業や団体と物資供給や人的派遣などを目的とした協定を締結してきており、また、今年1月に新たに17の企業で構成される京都山城白坂テクノパーク連絡協議会と災害時における支援等協力に関する協定を城陽市とともに締結したところでありまして、災害時には重機車両や大型テント、仮設トイレなどのレンタル機器をはじめ、食料品や飲料水、入浴サービス、ペット用品など、必要なものを必要に応じて、できる限りの協力を頂くことになっております。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 高江学校教育課長。

学校教育課長(高江裕之) 2点目の小・中学校や保育園での情報共有アプリの活用についてであります。一つ目の現在、本町の小・中学校でのタブレット端末のアプリを活用した保護者との情報共有等につきましては、本町では、タブレット端末に情報を共有することができるアプリとして「Microsoft Teams」を導入しております。このアプリは児童・生徒の学習において使用する目的で導入しておきまして、保護者との情報共有では活用はしておりません。

二つ目の、保育園における保護者からの欠席や子どもの健康連絡等の方法につきましては、保護者からの電話連絡のほか、日々保護者と保育士が園児の情報を交わす連絡帳が主な連絡方法となっております。

三つ目の、小・中学校と保育園の町全体での情報共有アプリの活用につきましては、今後、先進自治体での導入事例等も参考にしながら、導入の是非について検討してまいりたいと考えております。

議長（西島寛道） 再質問ございませんか。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 鎌田隆宏議員。

1 番（鎌田隆宏） 要望です。一つ目の質問の備蓄についてですが、住民の自助による備蓄は3日分、大規模災害発生時には、できれば7日以上が望ましいということです。ですので、自助による備蓄を住民に理解してもらえよう、普及啓発活動に努めていただきたいと思います。それと、災害時に対応する職員の備蓄の確保なども配慮いただければと思います。

2点目のアプリに関してなんですけども、やはり保護者との連絡を共有できるのは、いろいろメリットがあると思います。紙の媒体による子どもの給食の献立や運動会のプログラムなど、紙によるものもメリットは当然あるんですけども、いろんな情報を保護者と共有できればと思いますので、考えていただきたいと思います。

以上です。

議長（西島寛道） 次に、木村武壽議員の質問を許します。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 木村武壽議員。

10 番（木村武壽） 10 番、木村武壽です。

通告に基づきまして、一般質問をいたします。

質問事項としましては、町全体で取り組む猿対策についてであります。

先日、夕方のテレビを見ておりますと、猿対策に取り組んでいる自治体のニュースが放送されておりました、電動ガンやロケット花火などの道具を使用して、猿を追い払う方法が紹介されていました。

本町においても、猿の宅内への侵入等の被害が年々深刻になっていることから、過去の一般質問で何度も取り上げられており、捕獲以外には、エアガンやロケット花火などによる追い払いが有効であるとの答弁がありました。

ついこの間も、下赤田地区の住宅地の真ん中で10匹程度の猿の群れが目撃され、近所の方は近くに子どもがいないか心配になったとのことで、どうかして対策が取れないものかと、すぐに私のところに相談がありました。そこで全国の例を調べてみますと、猿は自分よりも弱い子どもを襲うことがあり、足をひっかいたり、かみついたりして、子どもがけがを負うような被害も出ているそうです。

私自身も、役場職員の方が追い払いをされているところを何度か目撃し、ご苦勞をかけていると大変感謝しているところですが、子どもたちが猿の被害に遭い、手遅れになる前に、何か予防策も必要だと思いますので、次のことについてお尋ねいたします。

①対策があまり見えてこないとの住民の声も聞きますが、猿被害などへの注意喚起について、住民への周知など、現在の取組状況をお尋ねします。

②通学・通園時に猿に遭遇した場合の対応方法など、子どもたちへの安全指導をお尋ねします。

③過去には、捕獲された猿に京都府が発信器をつけて、それを町が借りた無線機で受信しながら職員が追い払いを行うとの答弁もありましたが、その無線機の活用状況をお尋ねします。

④役場職員による猿の追い払いの実績もお尋ねいたします。

以上です。

議長（西島寛道） 答弁願います。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 菱本産業環境課長。

産業環境課長（菱本嘉昭） 木村議員のご質問にお答えします。

町全体で取り組む猿対策についてであります。一つ目の現在の取組状況につきましては、やはり猿を住宅地に近づけないことが重要でありますので、追い払い活動を中心に実施しております。住民の方からの要望を受け、ロケット花火の配布を行うとともに、職員によるパトロールや電動ガンでの追い払い活動を実施しております。

しかし、職員による追い払いでは時間や区域の対応が限定的であり、地域全体での取組が大切であることから、12月議会での鎌田議員に答弁いたしました、電動ガンの貸出しを行えるよう、令和5年度の当初予算に30丁分の必要な費用を計上させていただいており、農業者や地域の方の協力を得ながら、町全体での追い払い活動を実施し、猿対策につなげてまいりたいと考えております。

三つ目の無線機の活用状況につきましては、町内には「山城A群」と認識されている木津川市の山城町域と本町を行き来する群れが存在し、その中に2頭、発信器をつけた猿が存在していると聞いております。京都府からお借りしている受信機につきましては、半径500メートル範囲に発信器をつけ

た猿が存在すると、ランプと音で反応し、距離により反応の強弱が把握できるようにになっており、通常の追い払いパトロール時や、通報を受けて行う追い払い活動において有効に活用しております。

四つ目の職員による追い払いの実績につきましては、他の業務等で現場に出る際には、出没箇所のルートをパトロールするとともに、通報を受けた際には、すぐに現場へ向かい、電動ガン等による追い払いを実施しているところであります。出没した箇所へは、ほぼ毎日パトロールをし、追い払いを行うことで、その地域には一定期間出没しなくなるという実績を得られておりますので、先ほども答弁しましたように、今後は地域の方等の協力を得ながら、地域全体で追い払い活動を実施し、防除してまいりたいと考えております。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 高江学校教育課長。

学校教育課長(高江裕之) 二つ目の通学・通園時に猿に遭遇した場合の対応方法や、子どもたちへの安全指導につきましては、日頃から園児・児童に対して、猿を見たら近づかない等の指導を行うとともに、保護者同伴の園児とは異なり、児童・生徒のみの登下校となる小・中学校では、子ども見守り隊や住民の方から猿等が出没したという情報が学校に入った場合等には、パトロールの実施等の対応を行っているところであります。今後も引き続き、子どもたちへの安全指導の徹底を図っていきたいと考えております。

議長(西島寛道) 次に、谷田利一議員の質問を許します。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 谷田利一議員。

6番(谷田利一) 質問に入る前に、既に通告を出しておりますので、それ以後で、本日の冒頭の町長の説明の部分と重複する部分があると思いますけれども、ご答弁、よろしくをお願いします。

大きく2点について質問します。

1点目、本町における住宅開発事業の早期着手について。

現在、本町は人口の減少をいかにして食い止めるかという大きな課題を抱えています。JR奈良線の複線化と企業誘致、国道24号城陽井手木津川バイパスの整備を三つの柱と位置づけ、まちの活性化に向けた事業が現在進行形で進められています。

しかし、依然、本町の人口が減少するスピードには歯止めが利かず、外国人の人口は増加傾向にあります。令和元年頃から人口は毎年100人程度減少しているため、このままの勢いで推移すると、6,000人を切るのを目に見えています。

家庭を持とうと思う若い世代や子育て世代が井手町に住みたいと希望しても、町内には住宅地がないことから、そもそも住むという選択肢もなく、結局町外に新たな住居を求めてしまわなければならないのが現状です。若い世代が町外に新居を構えてしまうと、町内に戻ってこることがなくなるため、その対策は本町にとっても、若い世代にとっても、解決すべき喫緊の課題です。

自然動態や社会動態、各種調査結果や統計指標の分析を行うことも必要ですが、若い世代の町外流出を防ぐための対策を一日も早く行うことが本町の人口減少を食い止めるための大きなブレーキになると思います。

町長は常々、国道24号城陽井手木津川バイパスの整備に併せて、アクセス道路の整備や、その周辺地域での住宅開発等の事業を展開すると発言されていますが、現状のままでは、新たな住居を必要とする若い世代は日ごとに町内から離れていくばかりです。

今、井手町は、バイパスが完成するまでは待てない、待ったなしの状況にあるのではないかと思います。たとえ今すぐに住宅開発が事業化されても、完成までにさらに数年はかかってしまうことから、早急に住宅開発事業に取り組んでいただく必要があると考えます。

そこで次のことをお伺いします。

①人口集計について、平成30年から令和4年度までの年度別の人口減少数をお聞きします。

②自然動態及び社会動態について、近年の傾向はどのようになっているのかお伺いします。

③町外への転出者の主な転出先は。

④バイパス沿線での開発適地拡大や新興住宅地の開発誘導などの事業展開について、現時点で何か計画はあるのか。

⑤住宅開発事業の早期着手について、本町の考えをお聞きします。

大きく2点目について、「子育て環境日本一」の実現に向けた取組について。

令和5年2月3日に京都府議会と市町村議会の正副議長での合同研修が開

催され、「あたたかい京都づくり」をめざして」と題した西脇京都府知事の講演を聞く機会がありました。その講演では、令和3年の京都府の合計特殊出生率は全国41位で、若い世代の未婚化、晩婚・晩産化が進行していると、大変深刻な話がありました。

そのため、京都府では、「子育て環境日本一・京都」の実現に向けて、住まいや教育に係る経済的な負担を軽減するための支援措置の充実や、府と市町村が一体となった地域の実情に応じた教育施設の環境整備などへの支援を進め、「子育てに優しい社会」＝「全ての世代にとっても暮らしやすい社会」の取組を進めていくとの話がありました。

また、講演では、取組の第一歩として、子育て家庭の経済的負担をさらに軽減させるため、京都子育て支援医療助成の制度を拡充し、既に独自の医療費助成制度があり、今回の拡充で財政負担が軽減される市町村においては、軽減分を活用して子育て支援策を充実させることや、今回新たに府独自の、子どもの教育のための総合交付金を創設し、府と市町村が一体となって「教育環境日本一」を推進するとの話がありました。今後は「子育て環境日本一」の実現に向け、本町においても積極的に取組を行っていく必要があると思います。

そこで次のことをお伺いします。

①今回の府の制度拡充によって、本町の財政負担はどの程度軽減されるのか。また、その軽減額を活用して、何か子育て支援策に取り組むのか。

②新たに創設される子どもの教育のための総合交付金の概要は。また、その活用について、具体的な計画はあるのか。

③小学校入学児童へのランリュックの無償配布について、過去に前向きに検討していくとの答弁があったが、子育て支援のさらなる拡充を図るため、中学校の通学かばんについても無償配布をしてはどうかと思いますが、本町の考えをお聞きします。

以上、お願いします。

議長（西島寛道） 答弁願います。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 汐見町長。

町長（汐見明男） 私の方からは、1点目の四つ目、五つ目についてお答えいたします。

私は、これまで住民生活や福祉の向上に努めながら、本町の最大の課題である人口減少を食い止めるため、子育て世代に対して、出産応援給付金の支給や保育園、小・中学校の給食費の無償化、18歳までの医療費の無償化など、府内トップクラスの支援を実施してきたところであり、先ほど提案説明で申し上げましたとおり、令和5年度当初予算においても、保育料の第2子目までの無償化等に必要な経費を計上し、さらなる子育て支援の充実を目指すこととしております。

また、定住促進にもつながる、住民の利便性向上を目指し取り組んでまいりましたJR奈良線の高速化・複線化事業については、今月18日に第二期工事が完成し、さらなる速達化等が図られ、山城多賀駅前の商業施設についても、来月から造成工事に着手され、来年夏の開業予定と伺っております。

さらには雇用の促進等を図る企業誘致についても、白坂工業団地の全区画で企業立地が完了しており、住宅地等の開発に不可欠な国道24号城陽井手木津川バイパスや、市街地とつなぐアクセス道路の整備についても、国道バイパスは用地買収が順次進められ、今月から本格工事に向けた準備工に着手される予定であり、アクセス道路についても、ルート・構造等の検討を進めているところであります。

これまで進めてきた、定住促進につながるおのこの事業において、大きな進展が見られることから、残る最も重要なこれからの取組は子育て世代が住みたい、住み続けたい住宅地の確保であると考えております。このような状況を踏まえ、令和5年度当初予算に「宅地開発検討業務」を計上し、国道バイパスやアクセス道路周辺における新たな住宅開発適地の選定や事業手法などの具体的な検討に着手し、住みたい、住み続けたい町の実現に向け、引き続き努力してまいりたいと考えております。

(挙手する者あり)

議長（西島寛道） 中田教育長。

教育長（中田邦和） 2点目の「子育て環境日本一」の実現に向けた取組についてであります。二つ目の新たに創設される子どもの教育のための総合交付金の概要と、その活用についての具体的な計画につきましては、本交付金は、府と市町村が一体となって「教育環境日本一」を目指すため、地域の実情に応じた市町村の特色ある取組を支援するために創設されるもので、予算額は3億円で、補助率は原則2分の1でありまして、なお、建物の改修な

どのハード事業は対象外とされております。

次に、その活用についての具体的な計画であります。京都府の方からは現在、本交付金の細かな制度設計を行っているところであると伺っておりまして、府の動向を注視して、本交付金の活用を検討してまいりたいと考えております。

三つ目の子育ての支援のさらなる充実を図るための中学校の通学かばんの無償配布につきましては、本町では、先ほどの町長答弁のとおり、これまで府内トップレベルの子育て支援を実施してきたところであり、小・中学生を対象とし、この4月からの小学校入学児童へのランリュックの配布をはじめ、入学支度金や通学援助費、修学旅行援助費の支給などを行うとともに、泉ヶ丘中学校国際交流・海外派遣事業や部活動支援事業、英検・数検チャレンジ推進事業を実施しております。

さらに、小学校の数検チャレンジ推進事業につきましては、5年生時の8級受験に加えて、6年生時の上位級受験への拡大を予定しているところでありまして、所要の経費を当初予算案に計上させていただいているところであります。

中学校の通学かばんの無償配布につきましては、現在、入学時に全生徒が学校が指定するかばんを購入することとしている状況から、子育て支援のより一層の充実を図るため、前向きに検討してまいりたいと考えております。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 花木住民福祉課長。

理事(花木秀章) 1点目の一つ目の年度別人口減少数につきましては、平成29年度末人口は7,575人で、その後の減少数は平成30年度が132人、令和元年度が50人、令和2年度が152人、令和3年度が128人、令和4年度が1月末日時点で81人であり、合計543人の減少となっております。

二つ目の自然動態及び社会動態の近年の動向につきましては、平成30年度から令和4年度の1月末日までの間で申し上げますと、出生と死亡数の差による自然減の累計が319人、転入と転出の差による社会減の累計が123人となっており、白坂工業団地等への企業進出の影響等もあり、社会減の減少割合は自然減を下回る状況となっております。

三つ目の転出先につきましては、平成30年4月1日から令和5年1月末

日までの転出状況で申しますと、一番多いのが京田辺市、2番目が木津川市、3番目が宇治市、4番目が城陽市と、京都府内の近隣自治体への転出が多い傾向となっております。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 寺井企画財政課長。

企画財政課長(寺井佳孝) 2点目の一つ目の財政負担の軽減と子育て支援策の取組につきましては、財政負担の軽減については、京都府の子育て支援医療助成制度の拡充によりまして、3歳から12歳までの通院における医療費の自己負担上限額を月1,500円から1医療機関、月200円に引き下げられることにより、本町の負担は100万円程度の減額を見込んでおります。

また、子育て支援策の取組については、令和5年度当初予算におきまして、その減額分を大きく上回る規模となる保育料の第2子無償化や町立小学校入学児童にランリュックの支給、数検の受験機会の拡大、不妊治療費助成の拡充、奨学金の返還に対する支援などの新たな支援施策の実施や事業の拡充を図り、より一層、妊娠から出産、子育てにおいて切れ目のない支援を実施してまいりたいと考えております。

議長(西島寛道) 再質問ございませんか。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 谷田利一議員。

6番(谷田利一) 要望して終わりたいと思います。まず1点目の住宅の開発ですけれども、本町で空き家の残存家財等の撤去支援の制度、これはあるんですけれども、先ほど申しましたとおり、もう待ったなしですので、時間がありません。それで今、町長に答弁いただいたように宅地開発を手がけるといふことなんですけれども、開発までは時間がかかるとしますので、それまでの間、一刻も早く若者が外へ出ることを抑えるために、空き家もしくは古家を、若い世代が町外で2,000万円、3,000万円の金を出すなら、それを抑えるために、町内の空き家、古家を解体して新築を建てると、その条件の下に補助金を、例えば解体に100万円、新築に100万円、200万円の補助をつけるとか、そういう制度を一度考えてもらったらどうかなというように思います。

それから、2点目の「子育て環境日本一」について、町長も当然、日本一

を目指しておられると思うので、京都府も日本一を目指しているんですけども、子育て環境については、本町は京都府の中ではトップレベルで、京都のリーダー的な存在だと思います。この支援措置がされると、近隣の市町村も全て、また前向きに検討されますので、追いついてきます。だから、まださらに、もう一つ前に進んで、よりトップレベルを維持できるような状況で進んでいただきたいというように要望して、終わります。

議長（西島寛道） 次に、奥田俊夫議員の質問を許します。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 奥田俊夫議員。

4番（奥田俊夫） 4番、奥田俊夫です。

私の方からは、事前通告に従いまして、二つの点についてお伺いしたいと思います。

子ども模擬議会について。

近年、若者の政治への関心の低下が懸念されています。2016年6月には、若者が政治へ参加する機会を広げ、その声を政策に反映させるため、改正公職選挙法が施行され、選挙権年齢が現在の満18歳以上に引き下げられました。しかし、有権者が増えても、若者が投票に行かなければ、若者の声は政治には届かず、そうすると、若者に向けた政策が実現しにくくなったり、実現するのに時間を要することになってしまいます。

今後は、若者の投票率向上のための投票環境の整備などの取組の一方で、どうすれば若者に政治を身近に感じてもらえるのか、学校においても若者が主権者であることを理解してもらうための教育が大変重要になってくると考えます。

本町では、これまでから成人式会場での模擬選挙の実施や、小・中学校の授業における政治や選挙に関する学習など、機会ごとに選挙の啓発に取り組んでこられたと聞いておりますが、本町の未来を担う子どもたちにより一層、議会や行政についての関心や理解を深めてもらうために、他の自治体で開催されているように、例えば新庁舎の議場を活用して、小・中学生が議員役となり、その子どもたちの素朴な質問に議会や行政が答弁を行うような子ども模擬議会を開催することで、議会は開かれた議会を目指し、議会や議員の活動を知ってもらうために、また、児童や生徒は学校での授業の一環として選挙制度や議会の仕組みを学ぶために、行政側は町が実施する事業などを説明

することで深みのある取組とするために、3者それぞれが協力し合い、内容の充実を図れるような機会を持つことができれば、子どもたちの議会や行政への仕組みへの理解に加え、より将来の有権者として、議会への関心や町への愛着も深まると思いますが、町としての考えをお聞かせください。

もう一つは災害対策についてであります。

2023年2月6日未明、シリア国境に近いトルコ南部を震源地とするマグニチュード7.8とマグニチュード7.5の2度の大きな地震が発生し、広範囲で甚大な被害をもたらしました。被害を拡大させた要因の一つには、建築物の構造上の問題が大きいとも言われていますが、トルコも日本と同じく地震の発生が非常に多い国で、建築物の耐震性や法令などもその都度見直されており、日本の建築基準と同レベルの高いものだとも言われています。

一方、国内に目を向けてみますと、近年多発する地震や台風、大雨による洪水など、以前とは比べものにならないほどの発生頻度となっており、その勢いにはすさまじいものがあります。そのため、常備消防はもとより、消防団に寄せられる住民の期待は間違いなく日に日に大きくなってきておりますが、日本全国どこの消防団も、団員の成り手不足や現役消防団員の高齢化などが深刻な問題となっており、そのことは本町においても例外ではありません。

そこで質問です。

①現在、本町では木造住宅の耐震診断や耐震改修の費用の一部を補助するという事業を毎年実施していただいておりますが、直近3年間でのそれぞれの申請件数をお聞かせください。

②京都府南部地域において、近隣市町との災害時相互支援協定などを締結してはどうかと考えますが、町としての考えをお聞かせください。

③以前、「福祉の力を防災に」という言葉を耳にいたしました。それら関係機関や関係団体との連携も大変重要であると考えますが、町としては何か対策を講じられていることはありますか。

④消防団の団員不足は仕方のないことだとは思いますが、近隣自治体のように女性も消防団員として参画してもらうことができれば、啓発活動や周知広報活動など、女性ならではの目線できめ細やかな対応が可能と考えますが、町としてのお考えをお聞かせください。

⑤現在、消防団員になるためには、町内在住または町内在勤や年齢などの

入団資格が条件となることから、経験豊富な消防団OBや専門的な知識を持つ職種の方が、純粋にふるさとへの愛着やボランティア精神で一緒に活動しようと思ってもできないのが現状です。もし資格条件の緩和や撤廃など、何らかの形でそういった方々と活動できるようになれば、消防団の後方支援や自主防災組織との橋渡しとしての活躍が期待できると考えますが、町としての意見を聞かせください。よろしく申し上げます。

議長（西島寛道） 答弁願います。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 中田教育長。

教育長（中田邦和） 奥田議員のご質問にお答えします。

1点目の子ども模擬議会についてであります。議員ご指摘のとおり、井手町の未来を担う子どもたちが本町の議会や行政の仕組みについて理解し、関心を持つことで井手町への愛着を深めることは大変重要であると考えております。

小・中学生は、議会や行政について、小学校6年生時に社会科で国民権や三権分立、選挙制度、地方議会など、国の政治や地方自治の仕組みについて、中学校3年生時には公民で、小学校での内容をさらに広く深く学習しております。

子ども模擬議会等の開催につきましては、子どもたちの学習や発達段階を踏まえて、先進自治体の事例等を参考にしながら、議員の皆さんとともに検討してまいりたいと考えております。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 柳原建設課長。

理事（柳原健二） 2点目の災害対策についてであります。一つ目の木造住宅の耐震診断や、耐震改修の直近3年間の申請件数につきましては、令和2年度は耐震診断2件、耐震改修1件、簡易耐震改修1件、令和3年度は耐震診断6件、簡易耐震改修2件、令和4年度は1月末に受付が完了しており、耐震診断5件、簡易耐震改修2件となっております。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 脇本総務課長。

理事（脇本和弘） 二つ目の、京都府南部地域において近隣市町との災害時相互協定などの締結につきましては、先ほどもお答えいたしましたとおり、

京都南部都市災害時相互応援協定を締結しております。

三つ目の福祉関係機関や福祉関係団体との連携につきましては、平成27年3月に井手町社会福祉協議会と災害ボランティアセンターの設置、運営等に関する協定を締結しております。災害時には社会福祉協議会において、ボランティア受入れなどの運営をはじめ、情報提供や町との連携、協力などを実施していただくこととしております。

四つ目の女性消防団員の参画及び五つ目の消防団OBや専門的な知識を持つ職種の方の消防団の後方支援や、自主防災組織との橋渡しとしての活躍についての町の考えにつきましては、実際活動していただいている消防団や自主防災組織の長である区長に、支援等の必要性や活動の範囲及び内容等について、ご意見をそれぞれ伺いながら協議してまいりたいと考えております。

議長（西島寛道） 再質問ございませんか。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 奥田俊夫議員。

4番（奥田俊夫） 再質問ではありませんが、要望といたしまして、消防団員減少は深刻な問題であります。自分たちのまちは自分たちで守る、そういった意味からも、ぜひとも前向きな対応をしていただきますよう要望いたしまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

議長（西島寛道） これで一般質問を終わります。

この際、暫時休憩します。

休憩 午後 2時16分

再開 午後 2時17分

議長（西島寛道） 休憩前に引き続き、再開します。

日程第5、議案第11号、井手町固定資産評価審査委員選任につき同意を求める件を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 脇本総務課長。

理事（脇本和弘） それでは、議案第11号、井手町固定資産評価審査委員選任につき同意を求める件につきましてご説明申し上げます。

地方税法第423条第3項の規定により、下記の者を固定資産評価審査委員に適任と認め、選任につき同意を求める。

記といたしまして、京都府綴喜郡井手町、村田吉男氏、満69歳。

なお、任期は3年、委員は3名でございまして、他の委員は小川均氏、前田光春氏であります。

以上、簡単であります、説明に代えさせていただきます。

議長（西島寛道） これで提案理由の説明を終わります。

本件につきましては、質疑、討論を省略し、直ちに採決を行います。

これから、議案第11号、井手町固定資産評価審査委員選任につき同意を求め、採決します。

議案第11号に同意することに賛成の議員は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（西島寛道） 挙手全員です。したがって、議案第11号は同意することに決定しました。

この際、暫時休憩します。

休憩 午後 2時18分

再開 午後 2時18分

議長（西島寛道） 休憩前に引き続き、再開します。

次に、日程第6、議案第12号、井手町教育長選任につき同意を求め、採決を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 脇本総務課長。

理事（脇本和弘） それでは、議案第12号、井手町教育長選任につき同意を求め、採決を議題とさせていただきます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、下記の者を教育長に適任と認め、選任につき同意を求めます。

記といたしまして、京都府綴喜郡井手町、中田邦和氏、満63歳。

なお、任期は3年であります。

以上、簡単であります、説明に代えさせていただきます。

議長（西島寛道） これで提案理由の説明を終わります。

本件につきましては、質疑、討論を省略し、直ちに採決を行います。

これから、議案第12号、井手町教育長選任につき同意を求め、採決します。

議案第12号に同意することに賛成の議員は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(西島寛道) 挙手多数です。したがって、議案第12号は同意することに決定しました。

ただいま教育長に選任されました中田邦和君より、皆様方にご挨拶したい旨、申出がありますので、これを許します。

中田邦和君。

教育長(中田邦和) それでは、貴重なお時間を頂き、ありがとうございます。一言ご挨拶を申し上げます。

まずは、令和2年8月21日より教育長として、議員の皆様にはご理解とお力添えを頂いていることに心よりお礼を申し上げます。ありがとうございます。

ただいまは改めて教育長に同意を頂きまして、誠にありがとうございます。私が生まれ育った地元井手町で、引き続き教育長の任に当たらせていただくこと、大変光栄であります。教育長の重責を務めるに当たり、これまでの経験を生かしながら、つながりを大切に、さらに強い決意と責任を持って、井手町教育の推進、充実に精いっぱい力を尽くしてまいります。議員の皆様には、これからもご理解とお力添えを賜りますようお願い申し上げます、ご挨拶と決意とさせていただきます。どうぞよろしく申し上げます。

議長(西島寛道) 中田教育長、今後ともよろしくお願いたします。

次に、日程第7、議案第13号、指定管理者選任につき同意を求める件を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 山本地域創生推進室長。

理事(山本勇人) それでは、議案第13号、指定管理者選任につき同意を求める件につきましてご説明申し上げます。

地方自治法第244条の2第6項の規定により、下記の者を指定管理者に適任と認め、選任につき同意を求める。

記といたしまして、施設の名称、井手町地域振興交流拠点施設テオテラスいで。指定管理者、京都府綴喜郡井手町大字井手小字橋ノ本14番地3、株式会社まちづくり井手、代表取締役、中谷英輔。指定の期間、令和5年4月

1日から令和10年3月31日。

なお、本施設は道路利用者に良好な休憩の場を提供するとともに、地域情報の発信や農産物及び特産品の販売等を通じ、産業の振興及び地域の活性化を図るための施設となりますが、運営の準備を進めるため、昨年4月に本施設の指定管理候補者の公募を行い、井手町まちづくり協議会、井手町農業委員会、学識者等で構成する指定管理候補者審査委員会を6月に開催し、井手町商工会地域交流拠点施設開業準備委員会が指定管理候補者として選任されたところです。

その後、本町と指定管理候補者が覚書を締結し、覚書に基づき、施設の指定管理者となることを前提に、出荷者協議会設立の調整や新商品の開発、物品販売業務、飲食提供業務などの検討、準備を進めるとともに、指定管理候補者が発起人となり、代表者が同一の株式会社まちづくり井手が設立されたところであります。

このような経過及び実績を踏まえ、井手町公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例第4条の規定に基づき、指定管理者を選定したので、選任同意を得ようとするものであります。

以上、簡単ではありますが、説明に代えさせていただきます。

議長（西島寛道）　これで提案理由の説明を終わります。

本件につきましては、質疑、討論を省略し、直ちに採決を行います。

これから、議案第13号、指定管理者選任につき同意を求める件を採決します。

議案第13号に同意することに賛成の議員は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（西島寛道）　挙手全員です。したがって、議案第13号は同意することに決定しました。

次に、日程第8、議案第14号、指定管理者選任につき同意を求める件を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道）　寺井企画財政課長。

企画財政課長（寺井佳孝）　それでは、議案第14号、指定管理者選任につき同意を求める件につきましてご説明申し上げます。

地方自治法第244条の2第6項の規定により、下記の者を指定管理者に適任と認め、選任につき同意を求める。

記といたしまして、施設の名称、井手町玉水駅前休憩所。指定管理者、京都府綴喜郡井手町大字多賀小字西南組55番地の2、山背古道椿坂、代表、木田静子。指定の期間、令和5年3月24日から令和10年3月23日。

なお、本施設の管理につきましては、平成20年3月24日から令和5年3月23日までの3期15年間、山背古道椿坂を指定管理者として指定しているところであります。

本施設は、住民相互の交流、観光客のための休憩所として、また、観光振興を図るため設置している施設であります。本施設の管理運営状況につきましては、コロナ禍により店内での飲食を制限し、テイクアウトのお弁当販売で営業を続けている状況であります。令和3年度の来館者数は延べ6,977人、1日平均25人の利用であったとのことで、コロナ禍前の水準には届いておりませんが、徐々に回復しつつあるとのことであります。

また、山背古道椿坂は、広く住民の参加を得て、大きな視点で地域の魅力を再発見し、会員同士が知り合い、楽しく語り合いながら、ものづくりや周辺のまちづくりを生き生きと進めていくことを目的としておられます。

こうした運営実績などを踏まえ、引き続き、井手町公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例第4条の規定に基づき、指定管理者の選定をしたので、選任同意を得ようとするものであります。

以上、簡単ではありますが、説明に代えさせていただきます。

議長（西島寛道）　これで提案理由の説明を終わります。

本件につきましては、質疑、討論を省略し、直ちに採決を行います。

これから、議案第14号、指定管理者選任につき同意を求める件を採決します。

議案第14号に同意することに賛成の議員は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（西島寛道）　挙手全員です。したがって、議案第14号は同意することに決定しました。

次に、日程第9、諮問第1号、人権擁護委員の推薦につき意見を求める件を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 花木住民福祉課長。

理事(花木秀章) それでは、諮問第1号、人権擁護委員の推薦につき意見を求める件につきましてご説明申し上げます。

人権擁護委員法第6条第3項の規定により、下記の者を人権擁護委員として推薦したいので、議会の意見を求める。

記といたしまして、京都府綴喜郡井手町、村田照久氏、満70歳。

なお、任期は3年、委員は4名でございます。他の委員は嶋田昌和氏、田中義孝氏、中村育子氏であります。

以上、簡単であります。説明に代えさせていただきます。

議長(西島寛道) これで提案理由の説明を終わります。

本件につきましては、質疑、討論を省略し、直ちに採決を行います。

これから、諮問第1号、人権擁護委員の推薦につき意見を求める件を採決します。

諮問第1号に意見なしとすることに賛成の議員は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(西島寛道) 挙手全員です。したがって、諮問第1号は意見なしと決定しました。

次に、日程第10、報告第1号、専決処分の報告についてを議題とします。

本件につきましては、地方自治法第180条第2項に基づく報告事項ですので、報告を受けるにとどめたいと思います。

提出者から報告を求めます。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 寺井企画財政課長。

企画財政課長(寺井佳孝) それでは、報告第1号、専決処分の報告についてご説明申し上げます。

地方自治法第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

記といたしまして、和解及び損害賠償額の決定の件であります。

次のページをご覧ください。専決処分書であります。

和解及び損害賠償額の決定の件。

和解及び損害賠償額の決定について、別紙のように定める。

上記のことについて、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分するものとする。

次のページをご覧ください。和解及び損害賠償額の決定の件でございます。

京都府綴喜郡井手町大字井手小字南玉水67番地付近で発生した公用車の交通事故の和解及び損害賠償額の決定について、下記のとおり和解及び損害賠償額の決定を行ったので、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分する。

記といたしまして、1、相手方。滋賀県大津市内在住者。2、事故の概要。令和5年1月23日午後3時45分頃、井手町大字井手小字南玉水67番地付近において、公用車の駐車中に後方確認を怠り、相手方自動車に接触し破損させたものである。3、和解内容。本町が相手方の損害の10割を負担する。4、損害賠償額。金21万9,078円。

以上、簡単ではありますが、説明に代えさせていただきます。

議長（西島寛道） 以上で報告第1号、専決処分の報告についてを終わります。

次に、日程第11、議案第1号、井手町個人情報保護法施行条例制定の件、日程第12、議案第2号、井手町個人情報保護審査会条例制定の件の2件を一括議題とします。

議案第1号及び議案第2号について、提出者から提案理由の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 脇本総務課長。

理事（脇本和弘） それでは、議案第1号、井手町個人情報保護法施行条例制定の件につきましてご説明申し上げます。

井手町個人情報保護法施行条例を別紙のように定める。

なお、今回、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律により、個人情報の保護に関する法律が改正され、令和5年4月1日から個人情報保護制度が全国的な共通ルールとして一元化されることから、現行の個人情報保護条例を廃止し、当該法の施行に関し必要な事項を定めるための条例を制定するものであります。

1ページをご覧ください。

井手町個人情報保護法施行条例。

井手町個人情報保護法施行条例を次のとおり制定する。

第1条、趣旨の規定であります。

第2条、定義の規定であります。

第3条、手数料等の規定であります。

第4条、審査会への諮問の規定であります。

第5条、実施状況の公表の規定であります。

1ページから2ページにかけてでございます。

第6条、委任の規定であります。

附則でございます。

第1条、施行期日の規定でございます。この条例は令和5年4月1日から施行する。

第2条、井手町個人情報保護条例の廃止の規定であります。

第3条及び第4条は経過措置の規定であります。

3ページの中ほど下の方をご覧ください。

第5条でございます。井手町情報公開条例の一部改正の規定であります。

4ページをご覧ください。

第6条、井手町公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例の一部改正の規定であります。

以上、簡単であります。説明に代えさせていただきます。

続きまして、議案第2号、井手町個人情報保護審査会条例制定の件につきましてご説明申し上げます。

井手町個人情報保護審査会条例を別紙のように定める。

なお、今回、先ほどと同様、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律により個人情報保護法が改正され、令和5年4月1日から個人情報保護制度が全国的な共通ルールとして一元化されることから、個人情報保護審査会の規定を定めている現行の個人情報保護条例を廃止することに伴い、新たに個人情報保護審査会の設置運営を定めるための条例を制定するものであります。

それでは、1ページをご覧ください。

井手町個人情報保護審査会条例。

井手町個人情報保護審査会条例を次のとおり制定する。

第1条、設置の規定であります。

第2条、所掌事務の規定であります。

第3条、組織の規定であります。

第4条、委員の規定であります。

第5条、審査会に係る手数料の規定であります。

2ページをご覧ください。

第6条、委任の規定であります。

第7条、罰則の規定であります。

その下、附則でございます。

第1項、施行期日でございます。この条例は令和5年4月1日から施行する。

第2項及び第3項は経過措置の規定であります。

以上、簡単であります。説明に代えさせていただきます。

議長（西島寛道） これで提案理由の説明を終わります。

これから議案第1号及び議案第2号の質疑を行います。

議案番号を明示の上、質疑願います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（西島寛道） 質疑なしと認めます。したがって、質疑を終わります。

お諮りします。本件については、会議規則第39条の規定により、総務文教常任委員会に付託いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（西島寛道） 異議なしと認めます。したがって、総務文教常任委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第13、議案第3号、井手町地域振興交流拠点施設の設置及び管理に関する条例制定の件を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 山本地域創生推進室長。

理事（山本勇人） それでは、議案第3号、井手町地域振興交流拠点施設の設置及び管理に関する条例制定の件につきましてご説明申し上げます。

井手町地域振興交流拠点施設の設置及び管理に関する条例を別紙のように定める。

なお、今回、井手町地域振興交流拠点施設テオテラスいでの指定管理を行わせるため、本条例を制定するものであります。

それでは、1ページをご覧ください。

第1条、趣旨の規定であります。

第2条、設置及び目的の規定であります。

第3条、名称及び位置の規定であります。

第4条、指定管理者による管理の規定であります。

第5条、指定管理者が行う業務の規定であります。

2ページをご覧ください。

第6条、指定管理者の管理の期間の規定であります。

第7条、開館時間及び休館日の規定であります。

第8条、利用料金等の規定であります。

第9条、利用の許可の規定であります。

第10条、利用の制限の規定であります。

3ページに移ります。

第11条、損害の賠償の規定であります。

第12条、利用料金の収入の規定であります。

第13条、利用料金の減免の規定であります。

第14条、その他の規定であります。

その下、附則でございます。

第1項、施行期日の規定でございます。この条例は規則で定める日から施行する。

第2項、準備行為の規定でございます。

第8条2項の別表でございます。

以上、簡単ではありますが、説明に代えさせていただきます。

議長（西島寛道）　これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（西島寛道）　質疑なしと認めます。したがって、質疑を終わります。

お諮りします。本件については、会議規則第39条の規定により、総務文教常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(西島寛道) 異議なしと認めます。したがって、総務文教常任委員会に付託することに決定しました。

この際、暫時休憩します。

休憩 午後 2時39分

再開 午後 2時50分

議長(西島寛道) 休憩前に引き続き、再開します。

日程第14、議案第15号、令和4年度井手町一般会計補正予算(第5回)を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 寺井企画財政課長。

企画財政課長(寺井佳孝) それでは、議案第15号、令和4年度井手町一般会計補正予算(第5回)につきましてご説明申し上げます。

令和4年度井手町の一般会計補正予算(第5回)は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正の規定でございます。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,905万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ87億9,255万7,000円とする。2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第2条、繰越明許費の補正の規定でございます。繰越明許費の追加及び変更は、「第2表繰越明許費補正」による。

第3条、地方債の補正の規定でございます。地方債の変更は、「第3表地方債補正」による。

それでは、3ページをご覧ください。第2表繰越明許費補正でございます。

2款総務費、3項住民基本台帳費、事業名、戸籍総合システム運用770万円。

6款農林水産業費、1項農地費、事業名、浜・鐘付水利施設機能保全対策1,000万円。

8款土木費、2項道路橋梁費、事業名、橋梁長寿命化事業900万円。

8款土木費、3項河川費、事業名、町内河川浚渫600万円。

8 款土木費、3 項河川費、事業名、下排水路改修 1, 0 0 5 万円。

8 款土木費、4 項都市計画費、事業名、地籍調査 2 5 0 万円。

1 0 款教育費、2 項小学校費、事業名、井手小学校児童トイレ改修 1, 2 0 0 万円。

1 0 款教育費、3 項中学校費、事業名、泉ヶ丘中学校トイレ改修 5, 3 4 0 万円。

次のページをご覧ください。

8 款土木費、2 項道路橋梁費、事業名、道路新設改良費、今回 1 億 6, 0 6 0 万円を追加し、計 2 億 8, 0 6 0 万円とするものであります。

次のページをご覧ください。第 3 表地方債補正でございます。

起債の目的、5 目教育施設整備事業債、今回 3, 7 2 0 万円を追加し、限度額を 1 4 億 4, 6 7 0 万円とするものであります。

6 目臨時財政対策債、今回 4, 0 0 0 万円を減額いたしまして、限度額をゼロ円とするものであります。

なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、従前と変わりございません。

次のページをご覧ください。歳入歳出補正予算事項別明細書の総括にてご説明申し上げます。今回補正のある箇所のみご説明申し上げます。

歳入であります。1 5 款国庫支出金、補正前の額 8 億 6, 6 9 4 万 3, 0 0 0 円、補正額 2, 1 8 0 万円、計 8 億 8, 8 7 4 万 3, 0 0 0 円であります。

1 6 款府支出金、補正前の額 2 億 4, 6 9 1 万 8, 0 0 0 円、補正額 9 6 7 万 4, 0 0 0 円、計 2 億 5, 6 5 9 万 2, 0 0 0 円であります。

1 7 款財産収入、補正前の額 3 億 3, 2 9 9 万 1, 0 0 0 円、補正額 1 0 1 万 9, 0 0 0 円、計 3 億 3, 4 0 1 万円あります。

1 8 款寄附金、補正前の額 2 6 3 万 8, 0 0 0 円、補正額 4 9 2 万 9, 0 0 0 円、計 7 5 6 万 7, 0 0 0 円あります。

1 9 款繰入金、補正前の額 1 4 億 6, 4 4 1 万 7, 0 0 0 円、補正額 9 4 0 万円、計 1 4 億 7, 3 8 1 万 7, 0 0 0 円あります。

2 0 款繰越金、補正前の額 4, 1 1 1 万 8, 0 0 0 円、補正額 4 5 9 万 9, 0 0 0 円、計 4, 5 7 1 万 7, 0 0 0 円あります。

2 1 款諸収入、補正前の額 1, 9 7 1 万 8, 0 0 0 円、補正額 4 3 万 8,

000円、計2,015万6,000円であります。

22款町債、補正前の額28億5,730万円、補正額280万円の減、計28億5,450万円であります。

以上、歳入合計、補正前の額87億4,349万8,000円、補正額4,905万9,000円、計87億9,255万7,000円であります。

次のページをご覧ください。

歳出であります。2款総務費、補正前の額38億886万8,000円、補正額3,847万8,000円の減、計37億7,039万円、財源内訳といたしまして、国府支出金の147万4,000円、その他の602万3,000円、一般財源の4,597万5,000円の減であります。

3款民生費、補正前の額11億5,108万5,000円、補正額133万5,000円、計11億5,242万円、財源内訳といたしまして、その他の7万5,000円の減、一般財源の141万円あります。

4款衛生費、補正前の額3億6,314万5,000円、補正額1,202万3,000円、計3億7,516万8,000円、財源内訳といたしまして、国府支出金の20万円、一般財源の1,182万3,000円あります。

6款農林水産業費、補正前の額5,540万3,000円、補正額800万円、計6,340万3,000円、財源内訳といたしまして、国府支出金の800万円あります。

9款消防費、補正前の額4億5,093万7,000円、補正額43万8,000円、計4億5,137万5,000円、財源内訳といたしまして、その他の43万8,000円あります。

10款教育費、補正前の額18億2,989万6,000円、補正額6,574万1,000円、計18億9,563万7,000円、財源内訳といたしまして、国府支出金の2,180万円、地方債の3,720万円、その他の940万円、一般財源の265万9,000円の減であります。

以上、歳出合計、補正前の額87億4,349万8,000円、補正額4,905万9,000円、計87億9,255万7,000円、財源内訳といたしまして、国府支出金の3,147万4,000円、地方債の3,720万円、その他の1,578万6,000円、一般財源の3,540万1,000円の減であります。

以上、簡単ではありますが、説明に代えさせていただきます。

議長（西島寛道） 続いて、主な事業の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 柳原建設課長。

理事（柳原健二） それでは、令和4年度井手町一般会計補正予算（第5回）に計上した事業の概要についてご説明申し上げます。なお、次のページに工事箇所を添付しておりますので、併せてご参照願います。

図対象番号①、事業名、井手小学校児童トイレ改修、事業費1,200万円、財源内訳としまして、国府支出金の400万円、地方債の800万円。事業の概要としまして、北校舎1階児童トイレであります。

図対象番号②、事業名、泉ヶ丘中学校トイレ改修、事業費5,340万円、財源内訳としまして、国府支出金の1,780万円、地方債の3,560万円。事業の概要としまして、本館、中校舎、南校舎トイレであります。

以上、簡単ではございますが、説明に代えさせていただきます。

議長（西島寛道） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 脇本尚憲議員。

5番（脇本尚憲） 私の方からは2点質問をさせていただきます。

ページ数は11ページの下段です。新型コロナウイルスのワクチン接種事業につきまして、感染症の区分が2類から5類に引下げというふうなこともこの中で動きがありますが、その中で、今後のワクチン接種につきまして、対象者でありますとかワクチンの接種サイクル、また本人の負担金、会場などの変更、そしてまた申請方法など、今までのワクチン接種事業と変更点、違う点がもしありましたらご説明をお願いします。

もう1点ですが、次は13ページです。先ほど説明がありました井手小学校と泉ヶ丘中学校のトイレ改修の件で質問させていただきます。

まず1点目が改修の目的、また、改修箇所は説明がありましたが、具体的な改修の内容、和式、洋式、また男性用のトイレとか、こういったものがどういった形に変更になるのか、改修されるのか、をお願いします。

以前、多賀小学校でトイレの改修があったかと思いますが、そのときは、

児童数のこともありますので、トイレの数を減らして、その分広いスペースの確保を行ったという説明がありました。今回はそういった配慮があるのかどうかも含めてお聞きします。

以上2点、お願いします。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 西垣参与。

参与(西垣義郎) 私の方からは、新型コロナウイルスのワクチン接種に係ります件について回答させていただきます。

まず、新型コロナウイルスのワクチンの接種につきましては、現時点では分科会等におきまして、来年度の方向性として春夏と秋冬の2回の接種があるということが示されているところでございます。

今年度の接種につきましては、動きはございませんので、通常通り対象者の方に対して接種をするというふうな状況でございます。

来年度のことをお尋ねということで、簡単に申し上げますと、この春の対象となりますのは65歳以上の方、そして基礎疾患のある方等というふうなことでございます。重症化リスクのある方が対象になるというふうなことでございます。秋冬につきましては、現在対象となっている方が、基本的には来年度もまた対象となるというふうな状況でございます。

大枠はそのようなことでございまして、これらの詳細はまだ、改めて国の方から説明があるというふうに聞いているところでございます。

私の方からは以上でございます。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 高江学校教育課長。

学校教育課長(高江裕之) 今回の小学校、中学校のトイレ改修ではありますが、まず目的といたしましては、子どもたちが学ぶ教育環境のさらなる充実を図るものでございます。

内容といたしましては、各学校、床を湿式から乾式に、また手洗いの方を自動水栓に、またトイレの洋式化を図るものでございます。

続いて、具体的な場所ではありますが、井手小学校は北校舎の1階にある児童トイレでございます。こちら、小便器は5台のままで、各トイレともに、大便器のうち一つを車椅子の方が利用できるトイレに改修するものでございます。女子トイレにつきましては現在、洋便器が四つありますが、車椅子の

利用も含めまして、洋便器は三つに減らす予定をしております。

続きまして、中学校でございますが、まず南校舎、こちら1階から3階に男子トイレ、女子トイレがございます。男子トイレにつきましては、現在四つある小便器を三つに、洋便器は現在一つありまして、数は変わりません。女子トイレにつきましては、現在大便器が、和式が三つ、洋式が一つございまして、全て洋式に、ただ、数は三つに減らす予定をしております。

次に、中校舎に多目的のトイレがございまして、こちらは便器数は全く変わりません。一つずつでございます。

あと次、本館の1階に男子、女子の教職員のトイレがございまして、こちらは小便器数が男子は3は変わらず、大便器も和式、洋式一つずつございまして、変更はございません。女子トイレ、大便器、和式、洋式一つずつございまして、こちら数も数は変わりません。2階の男子便所ですが、小便器が今、四つございまして、こちらは三つに減らします。大便器は和式一つ、洋式一つありまして、こちら数も数は変更ございません。3階の女子トイレにつきましては、現在大便器が和式二つ、洋式一つございまして、改修後は洋式が一つ、和式が二つとなる予定をしております。

以上でございます。

議長（西島寛道） この際、暫時休憩します。

休憩 午後 3時07分

再開 午後 3時07分

議長（西島寛道） 休憩前に引き続き、再開します。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 高江学校教育課長。

学校教育課長（高江裕之） 貴重なお時間いただきまして、すみません。

泉ヶ丘中学校本館の3階の女子トイレでございますが、現在、大便器が、和式が二つ、洋式が一つございまして、改修で和式を一つ、洋式を二つとする予定でございます。申し訳ございませんでした。

議長（西島寛道） ほかに質疑ありませんか。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 谷田みさお議員。

9番（谷田みさお） 今のトイレの説明ですけど、手洗いを自動ということは、全部のトイレの手を洗うところということですね。トイレが自動で流れ

るということではなくて、手洗いが、手を出せば水が出てきて、引っ込めれば水が止まるという、その自動水栓ですねという確認と、別の質問ですけど、12ページ、浜・鐘付の水利施設の機能保全対策ということで委託料が上がっていますが、浜・鐘付については、まず改修の計画を立てて、それから実際どこをどう直すかというのに移っていくので、計画を立てるだけでは終わらないということは聞いていましたけど、今度、これは計画に沿って設計するということですか。その後、実際の改修があると。設計そのものも来年度になるわけですね、繰越しになるということは。その後、実地に、本当に水利施設が改修されるのはいつ頃になるのか。

今年も春先、また一部、水が出ないというようなことがあって、何とか応急処置で使われたようですけども、毎年そういう状態になっていますので、早くやってほしいという要望がありますけれども、今後の計画はどうなっていますか。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 高江学校教育課長。

学校教育課長(高江裕之) トイレの自動水栓につきましては、手洗いのところの自動水栓でございます。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 菱本産業環境課長。

産業環境課長(菱本嘉昭) ただいまの浜・鐘付地区の水利施設の機能保全対策の関係ですけども、今年度実施しておるものは、その水利施設、貯水槽であったり、パイプライン等の水利施設の長寿命化を図る目的で、現在、調査等を行っております、長寿命化の計画をつくるというところでございます。

今回予算計上させていただいたのは、来年度、施設を今回の結果に基づいて測量調査等を行い、実施計画を立てるということでございまして、今後、この実施計画後、令和6年度に実施設計、また工事へ入っていく計画でございます。

以上でございます。

議長(西島寛道) ほかに質疑ありませんか。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 谷田みさお議員。

9 番（谷田みさお） 13 ページ、府の指定文化財等への助成金 3 万円とあるんですが、これは当初に助成をしたものに対してプラスとか、額が変わったのか、新たに何か助成するものが生じたのか、お願いします。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 中坊社会教育課長。

社会教育課長（中坊玲子） ただいまのご質問でございますが、京都府指定・登録文化財の、京都府が補助事業として認定した事業に対し、本町で助成をしているんですけれども、今回、京都府指定・登録文化財の補助金が内定というふうなことで通知が参りまして、その分に関しまして、本町で当初予算で組んでいる金額よりも少し多くなるというふうな内定がございましたので、それに対して補正をしたものでございます。

議長（西島寛道） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（西島寛道） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（西島寛道） 討論なしと認めます。したがって、討論を終わります。

これから、議案第 15 号、令和 4 年度井手町一般会計補正予算（第 5 回）を採決します。

議案第 15 号は原案のとおり決定することに賛成の議員は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（西島寛道） 挙手全員です。したがって、議案第 15 号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第 15、議案第 16 号、令和 4 年度井手町多賀地区簡易水道事業特別会計補正予算（第 3 回）を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 中島理事。

理事（中島一也） それでは、議案第 16 号、令和 4 年度井手町多賀地区簡易水道事業特別会計補正予算（第 3 回）についてご説明申し上げます。

令和 4 年度井手町の多賀地区簡易水道事業特別会計補正予算（第 3 回）は、

次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正の規定であります。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,330万円とする。2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第2条、繰越明許費の補正の規定であります。繰越明許費の追加は、「第2表繰越明許費補正」による。

第3条、地方債の補正の規定であります。地方債の変更は、「第3表地方債補正」による。

それでは、3ページをお開き願います。第2表繰越明許費補正であります。

1款業務費、1項業務管理費、事業名、事業振興費、金額400万円であります。

次のページをお開き願います。第3表地方債補正であります。

起債の目的、水道事業債。今回230万円を追加し、限度額を2,230万円とするものです。なお、起債の方法、利率償還の方法は、従前と変わりありません。

次のページをご覧ください。歳入歳出補正予算事項別明細書の総括にてご説明申し上げます。なお、今回補正のある箇所のみご説明申し上げます。

まず歳入であります。1款分担金及び負担金、補正前の額267万7,000円、補正額230万円の減、計37万7,000円。

3款財産収入、補正前の額5万円、補正額9,000円、計5万9,000円。

8款町債、補正前の額2,000万円、補正額230万円、計2,230万円。

以上、歳入合計、補正前の額8,329万1,000円、補正額9,000円、計8,330万円であります。

次のページをお開き願います。

歳出であります。1款業務費、補正前の額4,495万7,000円、補正額9,000円、計4,496万6,000円。財源内訳といたしまして、その他9,000円。

2款事業費、補正前の額2,685万円、補正額ございません、計2,6

85万円。財源内訳といたしまして、地方債230万円、一般財源230万円の減であります。

以上、歳出合計、補正前の額8,329万1,000円、補正額9,000円、計8,330万円。財源内訳といたしまして、地方債230万円、その他9,000円、一般財源230万円の減であります。

以上、簡単であります。説明に代えさせていただきます。

議長（西島寛道）　これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道）　谷田みさお議員。

9番（谷田みさお）　繰越しですけど、3ページの繰越明許で、業務管理費の事業振興費400万円を繰り越すということですが、その中身、それを今年できないという何か事情があるのか、お願いします。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道）　仁木上下水道課長。

上下水道課長（仁木　崇）　ただいまのご質問でございますけども、今回繰越明許費で計上させていただいておりますのは、馬場崎地内の低水圧対策に関する予算でございます。家庭用加圧ポンプの年度内納品が困難であることから、翌年度へ繰り越し願いたく、補正予算を計上させていただいたところでございます。

以上でございます。

議長（西島寛道）　ほかに質疑はありませんか。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道）　谷田みさお議員。

9番（谷田みさお）　今の馬場崎の問題ですけども、長年低水圧で困難を甘んじてもらっているんですけど、納品ができないということは、契約や発注なども全部済んでいて、それぞれの対象の家庭にも了解を得ていて、あとは物さえあればすぐできるということでしょうか。なぜ物が入らないというか、特殊なものなんでしょうか。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道）　仁木上下水道課長。

上下水道課長（仁木 崇） ただいまのご質問でございますけども、今回その事業を実施するに当たりまして、家庭用ポンプの見積りを徴収いたしましたところ、その見積書の納期が年度内に難しいということでございましたので、今回繰越しを、補正予算を計上させていただいたところでございます。現地との話はまだいたしておりません。

以上です。

議長（西島寛道） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（西島寛道） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（西島寛道） 討論なしと認めます。したがって、討論を終わります。

これから、議案第16号、令和4年度井手町多賀地区簡易水道事業特別会計補正予算（第3回）を採決します。

議案第16号は原案のとおり決定することに賛成の議員は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（西島寛道） 挙手全員です。したがって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第16、議案第17号、令和4年度井手町介護保険特別会計補正予算（第2回）を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 坂井高齢福祉課長。

高齢福祉課長（坂井幸一郎） それでは、議案第17号、令和4年度井手町介護保険特別会計補正予算（第2回）につきましてご説明申し上げます。

令和4年度井手町の介護保険特別会計補正予算（第2回）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正の規定であります。既定の保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ201万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億5,991万9,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正

後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

なお、今回の補正につきましては、要支援認定者の方の訪問サービス、通所サービスの利用が増加したことにより、給付費に不足が見込まれるためや、基金運用益の積立てに係る所要額の補正を行うためのものであります。

それでは、3ページをお開きください。歳入歳出補正予算事項別明細書の総括にてご説明申し上げます。今回補正のある箇所のみご説明申し上げます。

歳入であります。1款保険料、補正前の額1億6,684万7,000円、補正額41万7,000円、計1億6,726万4,000円であります。

3款国庫支出金、補正前の額2億2,400万8,000円、補正額54万3,000円、計2億2,455万1,000円であります。

4款支払基金交付金、補正前の額2億3,440万5,000円、補正額54万円、計2億3,494万5,000円であります。

5款府支出金、補正前の額1億3,153万円、補正額25万円、計1億3,178万円であります。

6款財産収入、補正前の額3万円、補正額1万2,000円、計4万2,000円であります。

7款繰入金、補正前の額1億6,754万7,000円、補正額25万円、計1億6,779万7,000円あります。

以上、歳入合計、補正前の額9億5,790万7,000円、補正額201万2,000円、計9億5,991万9,000円あります。

次に、4ページをお開きください。

歳出であります。3款地域支援事業費、補正前の額6,353万6,000円、補正額200万円、計6,553万6,000円、財源内訳といたしまして、国府支出金の79万3,000円、その他の95万7,000円、一般財源の25万円あります。

4款基金積立金、補正前の額3万円、補正額1万2,000円、計4万2,000円。財源内訳といたしまして、その他の1万2,000円あります。

以上、歳出合計、補正前の額9億5,790万7,000円、補正額201万2,000円、計9億5,991万9,000円、財源内訳といたしまして、国府支出金の79万3,000円、その他の96万9,000円、一般財源の25万円あります。

以上、簡単ではありますが、説明に代えさせていただきます。

議長（西島寛道）　　これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（西島寛道）　　質疑なしと認めます。したがって、質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（西島寛道）　　討論なしと認めます。したがって、討論を終わります。

これから、議案第17号、令和4年度井手町介護保険特別会計補正予算（第2回）を採決します。

議案第17号は原案のとおり決定することに賛成の議員は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（西島寛道）　　挙手全員です。したがって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第17、議案第18号、令和4年度井手町公共下水道事業特別会計補正予算（第4回）を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道）　　中島理事。

理事（中島一也）　　それでは、議案第18号、令和4年度井手町公共下水道事業特別会計補正予算（第4回）についてご説明申し上げます。

令和4年度井手町の公共下水道事業特別会計補正予算（第4回）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正の規定であります。既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4,546万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億7,154万6,000円とする。2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第2条、繰越明許費の補正の規定であります。繰越明許費の追加は、「第2表繰越明許費補正」による。

第3条、地方債の補正の規定であります。地方債の変更は、「第3表地方債

補正」による。

それでは、3 ページをお開き願います。第2表繰越明許費補正であります。

2 款事業費、1 項事業費、事業名、面整備事業、金額 2, 5 1 5 万 4, 0 0 0 円であります。

次のページをお開き願います。第3表地方債補正であります。

起債の目的、下水道事業債、今回 1, 1 1 0 万円を減額し、限度額を 1 億 4, 0 9 0 万円とするものです。なお、起債の方法、利率、償還の方法は従前と変わりありません。

次のページをご覧ください。歳入歳出補正予算事項別明細書の総括にてご説明申し上げます。なお、今回補正のある箇所のみご説明申し上げます。

まず歳入であります。3 款繰入金、補正前の額 2 億 3, 4 6 9 万 3, 0 0 0 円、補正額 4, 7 7 0 万 1, 0 0 0 円の減、計 1 億 8, 6 9 9 万 2, 0 0 0 円。

4 款繰越金、補正前の額 1, 0 0 0 円、補正額 1, 3 3 3 万 2, 0 0 0 円、計 1, 3 3 3 万 3, 0 0 0 円。

6 款町債、補正前の額 1 億 5, 2 0 0 万円、補正額 1, 1 1 0 万円の減、計 1 億 4, 0 9 0 万円。

以上、歳入合計、補正前の額 6 億 1, 7 0 1 万 5, 0 0 0 円、補正額 4, 5 4 6 万 9, 0 0 0 円の減、計 5 億 7, 1 5 4 万 6, 0 0 0 円であります。

次のページをお開き願います。

歳出であります。1 款総務費、補正前の額 1 億 8, 0 4 4 万 4, 0 0 0 円、補正額 3, 4 3 9 万 7, 0 0 0 円の減、計 1 億 4, 6 0 4 万 7, 0 0 0 円、財源内訳といたしまして、一般財源 3, 4 3 9 万 7, 0 0 0 円の減。

2 款事業費、補正前の額 2 億 1, 0 3 1 万 8, 0 0 0 円、補正額 1, 1 0 7 万 2, 0 0 0 円の減、計 1 億 9, 9 2 4 万 6, 0 0 0 円、財源内訳といたしまして、地方債 1, 1 1 0 万円の減、一般財源 2 万 8, 0 0 0 円。

3 款公債費、補正前の額 2 億 2, 5 2 5 万 3, 0 0 0 円、補正額ございません、計 2 億 2, 5 2 5 万 3, 0 0 0 円、財源内訳といたしまして、その他 4, 7 7 0 万 1, 0 0 0 円の減、一般財源 4, 7 7 0 万 1, 0 0 0 円。

以上、歳出合計、補正前の額 6 億 1, 7 0 1 万 5, 0 0 0 円、補正額 4, 5 4 6 万 9, 0 0 0 円の減、計 5 億 7, 1 5 4 万 6, 0 0 0 円、財源内訳といたしまして、地方債 1, 1 1 0 万円の減、その他 4, 7 7 0 万 1, 0 0 0

円の減、一般財源 1, 333 万 2, 000 円であります。

以上、簡単であります、説明に代えさせていただきます。

議長（西島寛道） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 谷田みさお議員。

9 番（谷田みさお） 3 ページの繰越明許費補正ですが、繰越しになるのはどちらの部分の地区の面整備ですか。どうして繰越しになるんですか。理由もお願いします。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 仁木上下水道課長。

上下水道課長（仁木 崇） ただいまのご質問でございますけども、今回繰越明許費として計上させていただきましたのは、新庁舎前の面整備と、山城多賀駅前の商業施設関連の面整備事業の 2 か所でございます。

まず、新庁舎前の面整備事業につきましては、府道への下水道を整備する事業でございます、関係機関との調整を行っている中で、一部区間で早期に整備が必要な箇所が生じたことから、今回繰越しを計上させていただいております。

また、山城多賀駅前の商業施設関連の町道部分の面整備事業でございますけども、こちらは道路工事、河川工事との調整に時間を要する見込みでございますので、翌年度へ繰越し願いたく、補正予算を計上させていただいたところでございます。

以上でございます。

議長（西島寛道） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（西島寛道） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（西島寛道） 討論なしと認めます。したがって、討論を終わります。

これから、議案第 18 号、令和 4 年度井手町公共下水道事業特別会計補正

予算（第４回）を採決します。

議案第１８号は原案のとおり決定することに賛成の議員は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（西島寛道） 挙手全員です。したがって、議案第１８号は原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

なお、次回は３月８日午前１０時から会議を開きます。大変ご苦労さまでした。

散会 午後 ３時 ３２分

右、会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長 西 島 寛 道

署名議員 小 割 直 彦

署名議員 谷 田 利 一